

喜多方市行政改革実施計画 令和元年度（2019年度）取組状況

行政改革体系図

基本目標

市民サービスの向上と将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して

<行政改革大綱>

<大綱>

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

大綱2 健全な財政運営

大綱3 情報発信の充実・民間委託等の推進

<基本項目>

(1) 市民サービスの向上の取組

(2) 市民との協働によるまちづくり

(3) 横断的な組織連携と人材育成等の推進

(1) 効率的・効果的な行財政運営

(2) 歳入の適正確保に向けた取組

(3) 公共施設マネジメントの推進

(4) 地方公営企業の健全経営等

(1) 情報発信の充実

(2) 民間委託等の推進

<実施計画>

<実施項目>

コンビニ交付サービスの実施と利用の推進	ICTを活用したサービスの向上	コンパクトシティの取組	公共交通の充実	組織機構等の見直し
---------------------	-----------------	-------------	---------	-----------

市民の意見・意向の把握	男女共同参画社会の推進	協働体制の推進	NPO・ボランティア活動団体・行政区や市民団体等への支援と連携	
-------------	-------------	---------	---------------------------------	--

横断的な組織連携の推進	人材育成基本方針に基づく研修の実施	職員提案制度の推進	地方公共団体等との人事交流	定員適正化計画に基づく定員管理
-------------	-------------------	-----------	---------------	-----------------

人事評価の実施	環境マネジメントシステムの推進	
---------	-----------------	--

行政評価の推進	中期財政計画の策定・公表	統一的な基準による地方公会計の整備と活用	工事発注時期及び施工時期の平準化	公用車管理指針の策定と運用	負担金・補助及び交付金の適正化
---------	--------------	----------------------	------------------	---------------	-----------------

市有財産活用の推進	広告事業の推進	使用料及び手数料の適正化
-----------	---------	--------------

公共施設等総合管理計画による公共施設の管理等	市有集会施設譲渡の推進	公共施設等の長寿命化の推進
------------------------	-------------	---------------

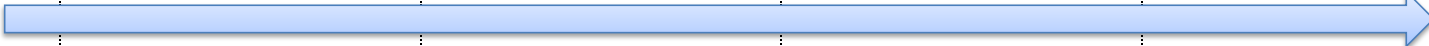
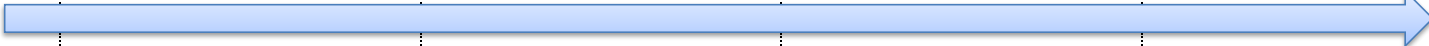
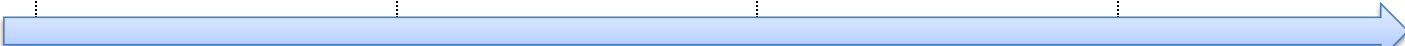
地方公営企業の経営健全化	地方公営企業法適用の推進
--------------	--------------

効果的な情報の発信	オープンデータの検討、推進
-----------	---------------

窓口業務等の民間委託の調査検討、推進	指定管理者制度の活用
--------------------	------------

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
1	(一)市民サービスの向上の取組	① コンビニ交付サービスの実施と利用の推進	コンビニ交付サービスの実施と市民への周知、利用者拡大に向けた取組を実施する。	コンビニ交付サービス (住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書等)	目標	①2018年(平成30年)2月にコンビニ交付の運用を開始					各種証明書の取得における市民サービスの向上 ・事務事業の効率化	市民課 税務課	
						②市民への周知・拡大							
					実績	①交付実績 ・2月 14店舗で37件39部の交付 ・3月 17店舗で41件44部の交付 ②周知用のチラシを作成し、各戸配付及び市のHPに掲載、またインフォメーション喜多方市(FMきたかた)により周知を図った。	①交付実績 4月～9月 277件278部の交付 (月平均 46件46部の交付) 10月～3月 408件417部交付 (月平均 68件69部の交付) ②市の広報、HPへの掲載及び市民課窓口に着信を掲示し、来庁者に案内をして周知を図った。	①交付実績 4月～9月 417件423部の交付 (月平均 69件70部の交付) 10月～3月 465件466部交付 (月平均 77件77部の交付) ②市のHPへの掲載及び市民課窓口に着信を掲示し、来庁者に案内をして周知を図った。					
					成果	全国のキオスク端末のあるコンビニで午前6時30分から午後11時までメンテナンス時以外は休日でも交付が受けられるようになり、市民及び本籍地が喜多方にある市外在住者へのサービス向上を図ることができた。	全国のキオスク端末のあるコンビニで午前6時30分から午後11時までメンテナンス時以外は休日でも交付が受けられるようになり、市民及び本籍地が喜多方にある市外在住者へのサービス向上を図ることができた。	全国のキオスク端末のあるコンビニで午前6時30分から午後11時までメンテナンス時以外は休日でも交付が受けられるようになり、市民及び本籍地が喜多方にある市外在住者へのサービス向上を図ることができた。					
					評価	①:実施 ②:実施	①:実施 ②:実施	①:実施 ②:実施					
					今後の方向性	継続して市民への周知を行い、利用の拡大を図る。	継続して市民への周知を行い、利用の拡大を図る。	継続して市民への周知を行い、利用の拡大を図る。					
				マイナンバーカードの普及	目標	①窓口における普及活動の実施							
						②人口に対する交付率 8.0%	②人口に対する交付率 9.0%	②人口に対する交付率 12.2%	②人口に対する交付率 16.3%	②人口に対する交付率 21.3%			
					実績	①本庁及び各支所にポスターを掲示、また市のHPに掲載した。 ②人口に対する交付率 7.9%(平成30年3月31日時点)	①本庁及び各支所にポスターを掲示、また市のHPに掲載し、税の申告窓口や市民課窓口で案内をした。 5月よりマイナンバーカード申請用顔写真撮影サービスを開始。5月～9月までの日曜日に専用窓口を開設した。 ②人口に対する交付率 9.76%(平成31年3月31日時点)	①本庁及び各支所にポスターを掲示、また市のHPに掲載し、税の申告窓口や市民課窓口で案内をした。 昨年に引き続きマイナンバーカード申請用顔写真撮影サービスを行った。 ②人口に対する交付率 12.26%(令和2年3月31日時点)					
					成果	周知により公的な身分証明書として勤務先へ提示するなど市民の社会生活への浸透を図ることができた。マイナンバーカードの交付によりコンビニ交付サービスの活用がされ、市民サービスの向上を図ることができた。	周知により公的な身分証明書として勤務先へ提示するなど市民の社会生活への浸透を図ることができた。マイナンバーカードの交付によりコンビニ交付サービスの活用がされ、市民サービスの向上を図ることができた。	周知により公的な身分証明書として勤務先へ提示するなど市民の社会生活への浸透を図ることができた。マイナンバーカードの交付によりコンビニ交付サービスの活用がされ、市民サービスの向上を図ることができた。					
					評価	①:実施 ②:A	①:実施 ②:A	①:実施 ②:A					
					今後の方向性	交付率9.0%以上達成に向け、窓口における普及活動を継続する。	交付率の向上に向け、窓口における普及活動を継続する。	交付率の向上に向け、窓口における普及活動を継続する。					

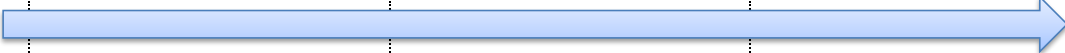
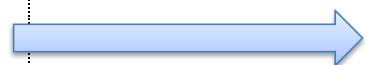
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
2	(1) 市民サービスの向上の取組	(2) ICTを活用したサービスの向上	市民サービスの向上を図るため、各種事務事業においてICTを活用したサービスを検討、実施する。	ICTを活用した施策等について「喜多方市高度情報化計画」を策定し、情報化施策を推進する。	目標	計画の策定に向けた検討を行う。	計画の策定	計画に基づく施策の推進 計画の策定	計画の策定および計画に基づく施策の推進	計画に基づく施策の推進	市民サービスの向上 ・事務事業の効率化	情報政策課 関係各課
					実績	計画策定に向けた検討を行った。	計画策定に向けて、国の最新動向等について、検討を行った。	計画策定に向けて、事務局案の作成を行った。	※ 資料3 参照			
					成果	検討段階であり具体的な成果には結びついていないが、各課の課題等、計画に盛り込む内容について洗い出しができた。	検討段階であり具体的な成果には結びついていないが、最新のICT技術等について検討を深めることができた。	検討段階であり具体的な成果には結びついていないが、事務局案を作成することができた。				
					評価	検討中	検討中	検討中				
					今後の方向性	検討した内容を基に計画の策定を進め、平成30年度の策定完了を目指す。	平成31年度の計画策定を目指す。	令和2年度早期の計画策定を目指す。				
				「V-Low災害情報連携システム」の整備	目標	①「V-Low災害情報連携システム」の構築 ②戸別受信機4,000台の配布	戸別受信機16,000台の配布	屋外拡声設備14箇所	屋外拡声設備30箇所	※ 資料3 参照		情報政策課
					実績	①「V-Low災害情報連携システム」を構築するとともに、V-Lowの喜多方中継所を整備した。 ②戸別受信機については、V-Lowマルチメディア放送事業者の開局時期を考慮し、各世帯への配付を平成30年4月からとした。	喜多方・塩川地区の全世帯を対象に戸別受信機の配付を開始するとともに、災害情報連携システムの運用を開始した。 ・配布数(年度末):7,503台 ・配付率(年度末):49.0%	屋外拡声設備14箇所を整備した。				
					成果	V-Lowによる防災行政無線の代替手段を確保し、戸別受信機により災害情報等を伝達する準備が整った。	戸別受信機の配付により、災害情報等の伝達が可能となった。	屋外拡声設備による災害情報等の伝達が可能となった。				
					評価	①:実施 ②:D(平成30年4月より各世帯へ配付開始予定)	D	A				
					今後の方向性	災害情報連携システムを確実に運用するとともに、戸別受信機の配布を進める。	戸別受信機の配布率を高めるとともに、屋外拡声設備の整備を進める。	V-Lowマルチメディア放送の長期的な利用が見込めない状態となったため、令和2年度早期に代替策の検討を行う。				
				「親子みんな健康アプリ」サービスの提供	目標	母子保健関係の健診や予防接種等の情報発信、予防接種スケジュール管理サービスの提供等により、母子の健康管理を支援し安心して楽しく子育てができる環境を整備する。						保健課
					実績	利用者 実人数:157人(家族共有8件)	利用者 実人数:254人(家族共有12件)	利用者 実人数:355人(家族共有14件)				
					成果	アプリサービスの提供により、安心して子育てができる環境づくりを図ることができた。	アプリサービスの提供により、安心して子育てができる環境づくりを図ることができた。	アプリサービスの提供により、安心して子育てができる環境づくりを図ることができた。				
					評価	実施	実施	実施				
					今後の方向性	積極的な利用勧奨と市の子育て情報等の発信により活用ユーザーを増やしていく。	継続して積極的な利用勧奨と市の子育て情報等の発信により活用ユーザーを増やしていく。	継続して積極的な利用勧奨と市の子育て情報等の発信により活用ユーザーを増やしていく。				

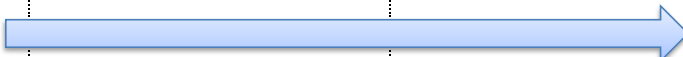
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
2	(1)市民サービスの向上の取組	②ICTを活用したサービスの向上	市民サービスの向上を図るため、各種事務事業においてICTを活用したサービスを検討、実施する。	かかりつけ医による家庭内血圧見守り	目標	血圧計を利用し、かかりつけ医による血圧管理及び血圧コントロールによる高血圧の改善を図り重症化を予防する。				特定健診収縮期血圧140以上の割合17.5%以下	市民サービスの向上 ・事務事業の効率化	保健課	
					実績	血圧計貸出数 163台	血圧計貸出数 208台	血圧計貸出数 289台					
					成果	利用者が家庭で測定した血圧データをかかりつけ医による血圧管理・診療に結び付け、生活習慣の改善等による市民の健康維持に寄与している。	利用者が家庭で測定した血圧データをかかりつけ医による血圧管理・診療に結び付け、生活習慣の改善等による市民の健康維持に寄与している。	利用者が家庭で測定した血圧データをかかりつけ医による血圧管理・診療に結び付け、生活習慣の改善等による市民の健康維持に寄与している。					
					評価	実施	実施	実施					
					今後の方向性	各医療機関から利用者への血圧計貸出を継続し、血圧管理・指導等を行う。	継続して各医療機関から利用者への血圧計貸出を継続し、血圧管理・指導等を行う。	継続して各医療機関から利用者への血圧計貸出を継続し、血圧管理・指導等を行う。					
				eLTAXシステムの導入の検討及び運用	目標	eLTAXシステムを利用した地方税共通納税システム導入の検討			運用開始(10月)				税務課
					実績	導入に向けてベンダー(システム提供事業者)と協議し、基幹システムの改修と連携方法について検討した。	地方税共通納税システム導入のため基幹システムの改修業務を委託し、年度末までに完了した。	基幹システムの改修を終え、地方税共通納税システムを10月1日に導入した。					
					成果	電子納税の導入に向けた準備を進めることができた。	電子納税システムの導入に向けた環境を整備することができた。	電子納税システムに向けた環境を整備し、10月1日から運用を開始した。					
					評価	検討中	一部実施	実施					
					今後の方向性	3月にシステムの仕様暫定版が提示されたことから、今後連携方法等を決定し、システム改修及び試験を行う。	基幹システムの改修が終了したことから、今後は導入試験等を経て、平成31年10月1日からの運用開始に備える。	10月1日に導入し、引き続き運用していく。					
3	コンパクトシティの取組	③コンパクトシティの取組	人口減少を踏まえ、今後の都市計画として、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの検討を行う。	立地適正化計画の策定	目標	ワークショップを開催し、市民意見を踏まえたうえで、コンパクトシティを検討するとともに立地適正化計画に向けた検討を行う。	立地適正化計画の策定				コンパクトシティや効率的な都市づくりに向けた市民の理解の醸成 ・住民意見を反映した立地適正化計画の策定	都市整備課	
					実績	・各種基礎データの収集と都市の現状把握及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析を行った。 ・庁内検討委員会、策定委員会を設置し、協議を行った。	立地適正化計画を策定した。(平成31年4月1日公表)						
					成果	喜多方市の立地適正化計画の策定における課題解決の方向性を検討した。	持続可能なまちづくりを推進するための方針等を定め、中心市街地と地域生活拠点、コミュニティ拠点の交通ネットワーク体系を示し、都市機能誘導区域と居住誘導区域を明確にしたことにより、具体的な立地適正化が図られる事業展開が期待される。 また、本計画の策定が要件となる、国の財政支援を活用することが可能となった。						
					評価	検討中	実施						
					今後の方向性	平成30年度の立地適正化計画の策定に向け、引き続き検討を行う。	計画に基づく都市整備を推進する。						

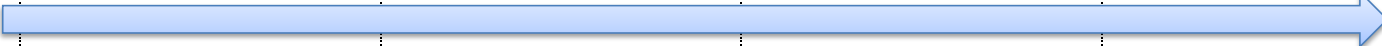
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
4	(1)市民サービスの向上の取組	④公共交通の充実	まちづくりと連携し、公共交通ネットワークの再構築を行う。	同左	目標	①喜多方市地域公共交通再編実施計画策定調査事業の実施(市街地における循環路線の形成や予約型乗合交通の運行見直し等の検討を行う) ②1日当たりの公共交通利用者数 290人	①喜多方市地域公共交通再編実施計画の策定及び再編に向けての取組の実施 ②1日当たりの公共交通利用者数 310人	①喜多方市地域公共交通再編実施計画に基づく再編取組の実施 ②1日当たりの公共交通利用者数 325人			市民の日常生活を支える公共交通網の実現	地域振興課
					実績	①喜多方市地域公共交通再編実施計画策定調査事業を実施した。 ②1日当たりの公共交通利用者数 277人 達成率 95.5% 《路線バス》 塩川線(87人)、熊倉線(10人)、坂下線(38人)、荻野線(5人)、裏磐梯線(32人) 《予約型乗合交通》 ・喜多方地区(目標値 68人) 利用人数 57人(達成率 83.8%) ・熱塩加納地区(目標値 23人) 利用人数 31人(達成率 134.8%) ・塩川地区(目標値 27人) 利用人数 3人(達成率 11.0%) ・山都地区(目標値 10人) 利用人数 11人(達成率 110.0%) ・高郷地区(目標値 5人) 利用人数 3人(達成率 60.0%) ・全地区(目標値 133人) 利用人数105人(達成率 78.9%)	①喜多方市地域公共交通再編実施計画を策定した。 ②1日当たりの公共交通利用者数 283人 達成率 91.3% 《路線バス》 塩川線(99人)、熊倉線(11人)、坂下線(38人)、荻野線(5人)、裏磐梯線(32人) 《予約型乗合交通》 ・喜多方地区(目標値 79人) 利用人数 51人(達成率 65.6%) ・熱塩加納地区(目標値 23人) 利用人数 31人(達成率 134.8%) ・塩川地区(目標値 28人) 利用人数 2人(達成率 7.1%) ・山都地区(目標値 13人) 利用人数 10人(達成率 76.9%) ・高郷地区(目標値 8人) 利用人数 4人(達成率 50.0%) ・全地区(目標値 151人) 利用人数98人(達成率 64.9%)	①再編実施計画に基づき利便性向上のため、指定乗降場所の追加等を実施。 ②1日当たりの公共交通利用者数 272人 達成率 83.7% 《路線バス》 塩川線(82人)、熊倉線(11人)、坂下線(41人)、荻野線(6人)、裏磐梯線(32人) 《予約型乗合交通》 ・喜多方地区(目標値 83人) 利用人数 55人(達成率 66.3%) ・熱塩加納地区(目標値 24人) 利用人数 29人(達成率 120.8%) ・塩川地区(目標値 35人) 利用人数 2人(達成率 5.7%) ・山都地区(目標値 15人) 利用人数 10人(達成率 66.7%) ・高郷地区(目標値 9人) 利用人数 4人(達成率 44.4%) ・全地区(目標値 166人) 利用人数100人(達成率 60.2%)				
					成果	遠距離通学・通園の支援事業(学校教育課)への対応を行うなど、公共交通の充実を図ることで、1日当たりの利用者数の増加を図ることができた。 平成28年度 271人 平成29年度 277人	遠距離通学・通園の支援事業(学校教育課)への対応を行うなど、公共交通の充実を図ることで、1日当たりの利用者数の増加を図ることができた。 平成29年度 277人 平成30年度 283人	市民のニーズを踏まえ、利便性の向上に取り組んだが、路線バスにおいて1日当たりの利用者数が昨年と比較して減となった。 平成30年度 283人 平成元年度 272人				
					評価	①:実施 ②:A	①:実施 ②:A	①:実施 ②:B				
					今後の方向性	喜多方市地域公共交通網形成計画並びに再編実施計画を策定し、計画を基に公共交通全般の運行見直し等の検討を行いながら、利用者数の増加を図る。	喜多方市地域公共交通網形成計画並びに再編実施計画に基づき、公共交通全般の運行見直し等の検討を行いながら、利用者数の増加を図る。	喜多方市地域公共交通網形成計画並びに再編実施計画に基づき、公共交通全般の運行見直し等の検討を行いながら、利用者数の増加を図る。				

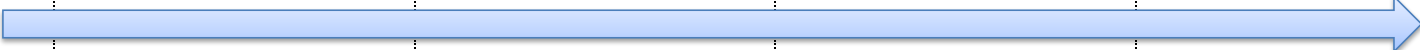
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
5	(1)市民サービスの向上の取組	⑤組織機構等の見直し	市民ニーズ、社会状況の変化や多様化する行政需要に即応した施策を総合的かつ機動的に展開できる体制を構築する。	同左	目標					・効率的・効果的な行政運営の推進 ・市民に分りやすい組織体制の構築	総務課
					実績	重点事業または課題等へ対応するため、平成29年4月1日付けで組織見直しを行い、参事兼こども課長および建設部建設課に立地適正化計画担当の主幹を配置した。	重点事業または課題等へ対応するため、平成30年4月1日付けで組織見直しを行い、建設部に都市計画事業特命の参事及び企画政策部企画調整課長補佐に住民自治担当を配置した。 社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化などによる新たな行政課題に対応するとともに重点事業を着実に進めるため、平成31年4月1日付けで組織見直しを行うためその準備を行うとともに、組織見直しのパンフレットを作成し市民に周知した。	重点施策の推進体制を強化するとともに市民の利便性の向上を図るため組織の見直しを行った。 ・地域振興や協働のまちづくりに関する施策を総合的に展開するため地域振興課を新設 ・重点事業の推進体制強化のため都市整備課を新設 ・地域振興策の拡充と総合支所機能の充実のため総合支所を住民課と産業建設課に改編 ・複合施設整備及び公共交通事業推進のため企画政策部に担当主幹を配置 ・公共施設総合管理計画策定推進のため財政課に担当主幹を配置			
					成果	子育て支援、まちづくり等の重点施策の推進を図ることができた。	地域振興、まちづくり等の重点施策の推進を図る体制を構築することができた。	地域振興、まちづくり等の重点施策の推進を図る体制を構築することができた。			
					評価	実施	実施	実施			
					今後の方向性	引き続きヒアリングを実施するなど現状把握に努め、効率的・効果的な行政運営の推進に向けた組織体制の構築を図る。	引き続きヒアリングを実施するなど現状把握に努め、効率的・効果的な行政運営の推進に向けた組織体制の構築を図る。	引き続きヒアリングを実施するなど現状把握に努め、効率的・効果的な行政運営の推進に向けた組織体制の構築を図る。			

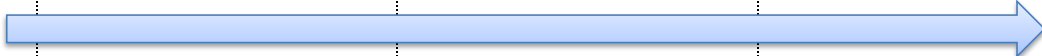
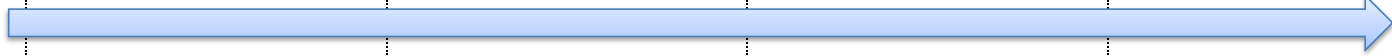
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
6	(2)市民との協働によるまちづくり	①市民の意見・意向の把握	各計画等の策定及び改定作業等においてパブリックコメント等の手法を用い、市民の意見を把握するとともにその反映を図る。		目標						開かれた市政や市民との協働によるまちづくりの実現	企画調整課 関係各課	
					実績	市民の意見の把握と反映	○パブリックコメントの実施 7件のパブリックコメントを実施した。 【企画調整課】 ・旧福島県立喜多方病院跡地及び旧福島県立喜多方商業高等学校跡地整備計画基本構想(案) 【生活防災課】 ・喜多方市地域公共交通再編実施計画(案) 【環境課】 ・喜多方市災害廃棄物処理計画(案) 【商工課】 ・喜多方市工業振興ビジョン(案) 【都市整備課】 ・第2次喜多方市国土利用計画(案) ・喜多方市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(案) ・喜多方市立地適正化計画(素案) ○ニーズ調査等の実施 【こども課】 ・第2期子ども子育て支援事業計画策定に伴う市民ニーズ調査を実施した。 -調査票の配布 就学前の児童の保護者 1,200名 小学生の保護者 1,200名 -調査票の回収状況 就学前の児童の保護者 652名 54.3% 小学生の保護者 720名 60.0%	○パブリックコメントの実施 7件のパブリックコメントを実施した。 【企画調整課】 ・第2期喜多方市総合戦略(案) ・新市建設計画変更(案) 【社会福祉課】 ・喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) 【こども課】 ・第2期喜多方市子ども子育て支援事業計画(案) 【商工課】 ・喜多方市商業振興ビジョン(案) 【都市整備課】 ・喜多方市公営住宅等長寿命計画(改訂)(案)及び喜多方市子育て世帯向け定住促進住宅整備計画(改訂)(案) 【学校教育課】 ・喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)					
					成果	政策決定過程において、市民参画を推進することができた。また、市民意見を集約し、計画策定等に反映させることができた。	政策決定過程において、市民参画を推進することができた。また、市民意見を集約し、計画策定等に反映させることができた。	政策決定過程において、市民参画を推進することができた。また、市民意見を集約し、計画策定等に反映させることができた。					
					評価	実施	実施	実施					
					今後の方向性	引き続き意見の把握と反映に努めていく。 パブリックコメント等の結果を踏まえて条例や計画を制定する。	引き続き意見の把握と反映に努めていく。 パブリックコメント等の結果を踏まえて条例や計画を制定する。	引き続き意見の把握と反映に努めていく。 パブリックコメント等の結果を踏まえて条例や計画を制定する。					
				【補足】 ※ パブリック・コメント制度 とは 市の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等からその政策に対する意見および情報の提出を受け、その寄せられた意見等に対して市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。									

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
7	(2)市民との協働によるまちづくり	② 男女共同参画社会の推進	男女共生社会を推進するため、男女共同参画基本計画及び実施計画に基づき、各種事業を実施する。	同左	目標	①基本計画に基づく実施計画の策定及び各種事業の実施	①計画に基づく施策の推進				男女共同参画社会づくりの実現	企画調整課 関係各課
					②各種委員会女性登用率 40%							
					実績	①実施計画を策定し(平成29年9月)、64事業実施した。 ②各種委員会女性登用率 ・委員会数 39組織 ・委員総数 452人 ・女性数 135人 ・女性登用率 29.9% (平成29年4月1日現在)	①H30実施計画を策定し、65事業実施した。 ②各種委員会女性登用率 ・委員会数 37組織 ・委員総数 419人 ・女性数 123人 ・女性登用率 29.4% (平成30年4月1日現在)	①R1実施計画を策定し、65事業実施した。 ②各種委員会女性登用率 ・委員会数 36組織 ・委員総数 416人 ・女性数 125人 ・女性登用率 30.0% (平成31年4月1日現在)				
					成果	各種委員会女性登用率は目標を下回っているが、政策決定過程において女性参画の推進を図ることができた。	各種委員会女性登用率は目標を下回っているが、政策決定過程において女性参画の推進を図ることができた。	各種委員会女性登用率は目標を下回っているが、政策決定過程において女性参画の推進を図ることができた。				
					評価	①:実施 ②:B	①:実施 ②:B	①:実施 ②:B				
					今後の方向性	女性登用率目標40%達成のため、各課等に各種委員会の改選時には女性の登用を積極的に図るよう依頼し、継続して女性参画機会の拡大を進めていく。	女性登用率目標40%達成のため、各課等に各種委員会の改選時には女性の登用を積極的に図るよう依頼し、継続して女性参画機会の拡大を進めていく。	女性登用率目標40%達成のため、各課等に各種委員会の改選時には女性の登用を積極的に図るよう依頼し、継続して女性参画機会の拡大を進めていく。				

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
8	(2) 市民との協働によるまちづくり	③ 協働体制の推進	市民と行政の役割分担と責務の関係、市民参加のあり方を検討し、行政と市民のパートナー関係による協働のまちづくりを進める。	・市民活動支援事業の実施 ・市民参加による一斉清掃の実施 ・行政区や団体等による都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃等	目標 市民との協働体制の推進に向けた取組を進める。					・市民との協働によるまちづくりの実現 ・行政だけでは解決できない課題への対応	生活防災課 環境課 都市整備課 関係各課
					実績 【生活防災課】 ・市民活動支援事業 喜多方市市民活動支援センター補助金(3,886千円)を運営主体であるNPO法人喜多方市民活動サポートネットワークに交付し、協働の取組を推進した。 【環境課】 ・一斉清掃の実施 行政区長の協力を得て、市民参加型の一斉清掃を実施した。 【建設課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃 地元行政区や団体とのサポート協定を締結し、取組を継続して行った。	【生活防災課】 ・市民活動支援事業 喜多方市市民活動支援センター補助金(3,766千円)を運営主体であるNPO法人喜多方市民活動サポートネットワークに交付し、協働の取組を推進した。 【環境課】 ・一斉清掃の実施 行政区長の協力を得て、市民参加型の一斉清掃を実施した。 【建設課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃 地元行政区や団体とのサポート協定を締結し、取組を継続して行った。	【生活防災課】 ・市民活動支援事業 喜多方市市民活動支援センター補助金(3,874千円)を運営主体であるNPO法人喜多方市民活動サポートネットワークに交付し、協働の取組を推進した。 【環境課】 ・一斉清掃の実施 行政区長の協力を得て、市民参加型の一斉清掃を実施した。 【都市整備課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃 地元行政区や団体とのサポート協定を締結し、取組を継続して行った。				
					成果 【生活防災課】 ・協働のパイプ役となる市民活動支援センターで、補助金制度、ボランティア活動等に対する相談を随時受け付けた。 【環境課】 ・地区の協力のもと、環境美化・美しいまちづくりの推進を図ることができた。 【建設課】 ・公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図ることができた。	【生活防災課】 ・協働のパイプ役となる市民活動支援センターで、補助金制度、市民活動等に対する相談を随時受け付けた。 【環境課】 ・地区の協力のもと、環境美化・美しいまちづくりの推進を図ることができた。 【建設課】 ・公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図ることができた。	【生活防災課】 ・協働のパイプ役となる市民活動支援センターで、補助金制度、市民活動等に対する相談を随時受け付けた。 【環境課】 ・地区の協力のもと、環境美化・美しいまちづくりの推進を図ることができた。 【都市整備課】 ・公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図ることができた。				
					評価 【生活防災課】 ・市民活動支援事業:実施 【環境課】 ・一斉清掃の実施:実施 【建設課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃:実施	【生活防災課】 ・市民活動支援事業:実施 【環境課】 ・一斉清掃の実施:実施 【建設課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃:実施	【生活防災課】 ・市民活動支援事業:実施 【環境課】 ・一斉清掃の実施:実施 【都市整備課】 ・都市公園等の清掃及び除草、トイレ清掃:実施				
					今後の方向性 【生活防災課】 ・引き続き取組を行い、協働の推進を図る。 【環境課】 ・引き続き取組を行う。 【建設課】 ・サポート協定団体の構成員の高齢化に伴い、活動の縮小化が懸念されるため、今後の方向性について協定団体とともに見出していく。	【生活防災課】 ・引き続き取組を行い、協働の推進を図る。 【環境課】 ・引き続き取組を行う。 【建設課】 ・サポート協定団体の構成員の高齢化に伴い、活動の縮小化が懸念されるため、今後の方向性について協定団体とともに見出していく。	【生活防災課】 ・引き続き取組を行い、協働の推進を図る。 【環境課】 ・引き続き取組を行う。 【都市整備課】 ・サポート協定団体の構成員の高齢化に伴い、活動の縮小化が懸念されるため、今後の方向性について協定団体とともに見出していく。				

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
8	(2)市民との協働によるまちづくり	③協働体制の推進	市民と行政の役割分担と責務の関係、市民参加のあり方を検討し、行政と市民のパートナー関係による協働のまちづくりを進める。		目標 ①第1層協議体の設置(市全域) 第2層協議体の設置(民生児童委員活動エリア13地区) ②第2層生活支援コーディネーターの配置 ※第1層:市町村区域 ※第2層:日常生活圏域(中学校区域)	①第1層協議体の設置 第2層協議体の設置 ②第2層生活支援コーディネーターの配置	①第1層生活支援支え合い会議の運営 第2層生活支援支え合い会議の設置・運営 ※資料3 参照			・市民との協働によるまちづくりの実現 ・行政だけでは解決できない課題への対応	高齢福祉課
					実績 ①生活支援の必要性等に関する学習会を開催したが、情報の共有及び連携強化の場となる協議体の設置までには至らなかった。 ②第2層生活支援コーディネーターの配置に向け、喜多方市社会福祉協議会と協議を行った。	①第1層・第2層協議体の設置 ・平成31年2月13日、喜多方市生活支援支え合い連携会議(第1層)設置 ・平成30年8月7日、熊倉地区生活支援支え合い会議(第2層)設置 ・平成30年8月29日、熱塩加納地区生活支援支え合い会議(第2層)設置 ②平成30年4月1日、社会福祉協議会に第2層生活支援コーディネーター1名配置	①第1層・第2層生活支援支え合い会議の設置・運営 ・令和元年10月より委員2名追加 ・令和2年2月より委員1名追加 合計13名 ・令和元年12月16日、山都地区生活支援支え合い会議(第2層)設置 ・令和2年2月22日、駒形地区生活支援支え合い会議(第2層)設置 ②平成31年4月1日、社会福祉協議会に第2層生活支援コーディネーター1名追加配置				
					成果 ①平成29年5月高齢者に寄りそうまちづくり学習会を開催し、協議体の設置に向けた理解を深めることができた。(参加者:48名) ②平成30年4月より第2層生活支援コーディネーター1名の配置に向けた準備を進めることができた。	①第1層・第2層協議体の設置 ・喜多方市生活支援支え合い連携会議(第1層)1回開催 ・熊倉地区生活支援支え合い会議(第2層)5回開催 ・熱塩加納地区生活支援支え合い会議(第2層)7回開催 ②第2層生活支援コーディネーター1名を配置したことにより、2地区の生活支援支え合い会議の設置に向けた取り組みが強化された。	①第1層・第2層生活支援支え合い会議の設置 ・喜多方市生活支援支え合い連携会議(第1層)2回開催 ・熊倉地区生活支援支え合い会議(第2層)8回開催 ・熱塩加納地区生活支援支え合い会議(第2層)11回開催 ・令和元年12月16日、山都地区生活支援支え合い会議(第2層)設立及び2回開催 ・令和2年2月22日、駒形地区生活支援支え合い会議(第2層)設立 ・高郷地区、上三宮地区生活支援支え合い会議(第2層)の設置準備に取り組む。 ②平成31年4月より第2層生活支援コーディネーター1名追加し2名配置したことにより、生活支援支え合い会議の設置に向けた取り組みが強化された。				
					評価 ①:一部実施 ②:一部実施	①:一部実施 ②:一部実施	①:一部実施 ②:一部実施				
					今後の方向性 ①第1層及び第2層協議体の設置に向け取り組む。 ②第2層協議体の設置に合わせ、第2層生活支援コーディネーターを配置する。	①未設置地区における、生活支援支え合い会議(第2層)への取り組み。 ②生活支援支え合い会議(第2層)の設置に合わせ、第2層生活支援コーディネーターを配置する。	①未設置地区における、生活支援支え合い会議(第2層)への取り組み。 ②生活支援支え合い会議(第2層)の設置に合わせ、第2層生活支援コーディネーターを配置する。				

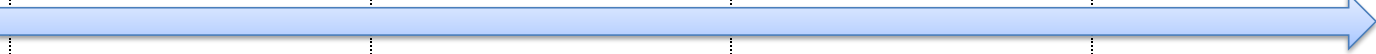
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
9	(2)市民との協働によるまちづくり	④ NPO ボランティア活動団体・行政区や市民団体等への支援と連携	ボランティア・市民活動への行政の支援のあり方の検討及び支援をするとともに、ボランティア団体やNPO法人と連携し、市民活動の推進を図る。	同左	目標 ①喜多方市市民活動支援センターへの支援 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:20事業	2017(平成29)年度 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:21事業	2018(平成30)年度 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:21事業	2019(令和元)年度 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:22事業	2020(令和2)年度 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:23事業	2021(令和3)年度 ②NPO法人、ボランティア団体との協働事業数 目標数:25事業	市民団体との協働によるまちづくりの推進	生活防災課
					実績 ①NPO法人喜多方市市民活動サポートネットワークに対し、喜多方市市民活動支援センター補助金による支援を行い、次に掲げる事業を実施した。 ・市民活動団体の実態調査 ・広報紙の発行(年5回) ・ホームページによる市民活動団体の活動情報、各種補助金情報等の提供(随時更新) ・人材育成のための各種講座の開催 ・会員拡大に向けた入会の促進 ・市民活動フェスティバルの開催 ・市民活動団体情報交換会の開催 ②NPO法人、市民活動団体との協働事業数 20事業	2017(平成29)年度 ①NPO法人喜多方市市民活動サポートネットワークに対し、喜多方市市民活動支援センター補助金による支援を行い、次に掲げる事業を実施した。 ・市民活動団体の実態調査 ・広報紙の発行(年5回) ・ホームページによる市民活動団体の活動情報、各種補助金情報等の提供(随時更新) ・人材育成のための各種講座の開催 ・会員拡大に向けた入会の促進 ・市民活動フェスティバルの開催 ・市民活動団体情報交換会の開催 ②NPO法人、市民活動団体との協働事業数 19事業	2018(平成30)年度 ①NPO法人喜多方市市民活動サポートネットワークに対し、喜多方市市民活動支援センター補助金による支援を行い、次に掲げる事業を実施した。 ・市民活動団体の実態調査 ・広報紙の発行(年5回) ・ホームページによる市民活動団体の活動情報、各種補助金情報等の提供(随時更新) ・人材育成のための各種講座の開催 ・会員拡大に向けた入会の促進 ・市民活動フェスティバルの開催 ・市民活動団体情報交換会の開催 ②NPO法人、市民活動団体との協働事業数 19事業	2019(令和元)年度 ①NPO法人喜多方市市民活動サポートネットワークに対し、喜多方市市民活動支援センター補助金による支援を行い、次に掲げる事業を実施した。 ・市民活動団体の実態調査 ・広報紙の発行(年5回) ・ホームページによる市民活動団体の活動情報、各種補助金情報等の提供(随時更新) ・人材育成のための各種講座の開催 ・会員拡大に向けた入会の促進 ・市民活動フェスティバルの開催 ・市民活動団体情報交換会の開催 ②NPO法人、市民活動団体との協働事業数 19事業	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
					成果 各種事業を行うことにより、ボランティア団体やNPO法人への支援を実施し、市民活動の推進を図ることができた。	2017(平成29)年度 各種事業を市民活動団体やNPO法人と連携して実施することで、市民活動の推進を図ることができた。	2018(平成30)年度 各種事業を市民活動団体やNPO法人と連携して実施することで、市民活動の推進を図ることができた。	2019(令和元)年度 各種事業を市民活動団体やNPO法人と連携して実施することで、市民活動の推進を図ることができた。	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
					評価 ①:実施 ②:A	2017(平成29)年度 ①:実施 ②:A	2018(平成30)年度 ①:実施 ②:A	2019(令和元)年度 ①:実施 ②:A	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
					今後の方向性 継続して取り組むとともに、NPO法人については取得を検討している団体への支援を実施していく。	2017(平成29)年度 継続して取り組むとともに、NPO法人については取得を検討している団体への支援を実施していく。	2018(平成30)年度 継続して取り組むとともに、NPO法人については取得を検討している団体への支援を実施していく。	2019(令和元)年度 継続して取り組むとともに、NPO法人については取得を検討している団体への支援を実施していく。	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		

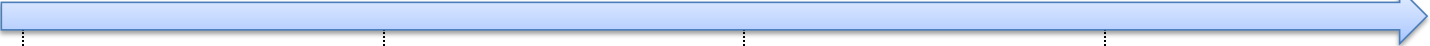
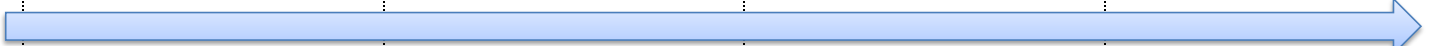
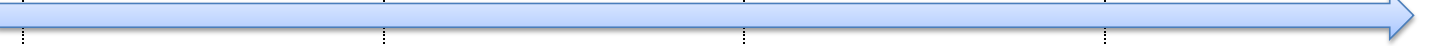
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
10	(3) 横断的な組織連携と人材育成等の推進	① 横断的な組織連携の推進	多様化・複雑化する行政需要に対応するため、課を越えた横の連携を推進する。	プロジェクトチーム、検討委員会等の活用	目標					・事務事業の円滑な実施 ・多様な行政需要への対応	企画調整課 関係各課
					実績	庁内検討委員会等の設置 ○平成30年度に開催があったもの【企画調整課】 ・喜多方市再生可能エネルギー導入推進庁内連絡会議 ・旧福島県立喜多方商業高等学校跡地及び旧福島県立喜多方病院跡地整備計画プロジェクトチーム ・喜多方市再生可能エネルギービジョン策定庁内連絡会議【財政課】 ・喜多方市公共施設等総合管理推進本部 【環境課】 ・市営墓地整備等庁内検討委員会【社会福祉課】 ・地域福祉計画策定庁内検討委員会 【こども課】 ・子育て支援体制整備庁内検討会【都市整備課】 ・喜多方市立地適正化計画庁内検討委員会 ・喜多方市空家等対策推進委員会【学校教育課】 ・喜多方市立小・中学校適正配置等庁内検討委員会 【生涯学習課】 ・ホストタウン検討委員会 ○設置はしているが、平成29年度に開催がなかったもの【情報政策課】 ・喜多方市社会保障・税番号制度対策プロジェクトチーム ・喜多方市高度情報化計画策定委員会【社会福祉課】 ・喜多方市生活困窮者自立支援庁内事業運営連携会議	庁内検討委員会等の設置 ○平成30年度に開催があったもの【企画調整課】 ・喜多方市再生可能エネルギー導入推進庁内連絡会議 ・旧福島県立喜多方商業高等学校跡地及び旧福島県立喜多方病院跡地整備計画プロジェクトチーム ・新市建設計画庁内検討会【財政課】 ・喜多方市公共施設等総合管理推進本部 【環境課】 ・市営墓地整備等庁内検討委員会【社会福祉課】 ・地域福祉計画策定庁内検討委員会 【こども課】 ・子育て支援体制整備庁内検討会【都市整備課】 ・喜多方市立地適正化計画庁内検討委員会 ・喜多方市空家等対策推進委員会【学校教育課】 ・喜多方市立小・中学校適正配置等庁内検討委員会 【生涯学習課】 ・ホストタウン検討委員会 ○設置はしているが、平成30年度に開催がなかったもの【企画調整課】 ・喜多方市再生可能エネルギービジョン策定庁内連絡会議 【情報政策課】 ・喜多方市高度情報化計画策定委員会 【商工課】 ・新工業団地整備推進プロジェクトチーム 【観光交流課】 ・甲斐本家「蔵」に関する取組等庁内検討委員会	庁内検討委員会等の設置 ○令和元年度に開催があったもの【企画調整課】 ・ひとづくり・交流拠点複合施設整備本部 ・喜多方市再生可能エネルギー導入推進本部会議 ・新市建設計画庁内検討会【生活防災課】 ・国土強靱化地域計画策定プロジェクトチーム 【環境課】 ・市営墓地整備等庁内検討委員会【社会福祉課】 ・地域福祉計画策定庁内等検討委員会 【こども課】 ・子育て支援体制整備庁内検討会【都市整備課】 ・喜多方市中心市街地(喜多方地区)整備基本方針策定業務担当者会議 ・喜多方市空家等対策推進委員会【学校教育課】 ・喜多方市立小・中学校適正配置等庁内検討委員会 【生涯学習課】 ・ホストタウン検討委員会 ○設置はしているが、令和元年度に開催がなかったもの【商工課】 ・新工業団地整備推進プロジェクトチーム			
					成果	全庁にわたる横断的な組織により意見交換等を行うことで、情報共有の強化や事業の進め方等において連携を図ることができた。	全庁にわたる横断的な組織により意見交換等を行うことで、情報共有の強化や事業の進め方等において連携を図ることができた。	全庁にわたる横断的な組織により意見交換等を行うことで、情報共有の強化や事業の進め方等において連携を図ることができた。			
					評価	実施	実施	実施			
					今後の方向性	継続して横断的な組織連携を図っていく。	継続して横断的な組織連携を図っていく。	状況に応じ、継続して横断的な組織連携を図っていく。			

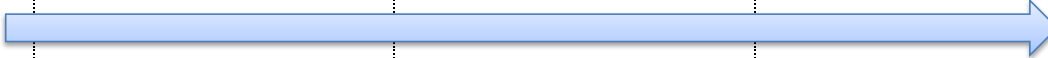
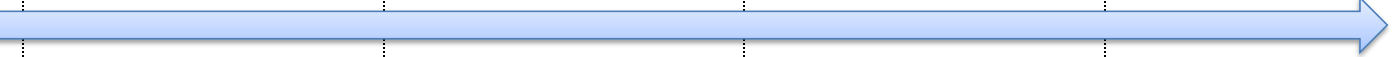
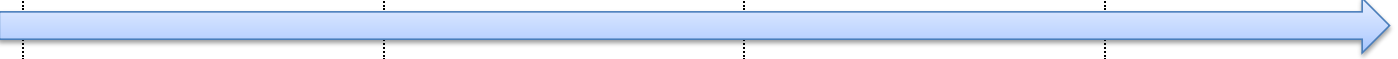
行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
11	(3) 横断的な組織連携と人材育成等の推進	(2) 人材育成基本方針に基づく研修の実施	充実を図り、自己啓発等と人材育成の観点に立つた人事管理を行う。	・喜多方市職員研修計画に基づき、実務教養研修、研修所への派遣研修等を行う。 ・研修計画は、行政課題や業務遂行に必要な能力開発の研修受講など、毎年見直しを行う。	目標					・職員の資質の向上 ・市民サービスの向上	総務課
					実績	○派遣研修（延べ184名） ・ふくしま自治研修センター 延べ122名 ・その他派遣研修 延べ62名 ○実務教養(職場内)研修 延べ923名	○派遣研修（延べ131名） ・ふくしま自治研修センター 延べ80名 ・その他派遣研修 延べ51名 ○実務教養(職場内)研修 延べ762名 ○これまでの研修の検証を行うとともに、次期計画の策定作業を行った。	○派遣研修(延べ150名受講) ・ふくしま自治研修センター 延べ104名受講 ・その他派遣研修 延べ46名受講 ○実務教養(職場内)研修 延べ30回開催 延べ635名受講 ○人材育成基本方針【2020-2024】を作成した。これに伴い職員研修計画を改正した。			
					成果	職員の資質向上と知識・技能を修得することができた。	職員の資質向上と知識・技能を修得することができた。	職員の資質向上と知識・技能を修得することができた。			
					評価	実施	実施	実施			
					今後の方向性	研修内容のレベルアップを図りながら継続して実施していく。	研修内容のレベルアップを図りながら継続して実施していく。	人材育成基本方針に基づき人材育成を図っていく。研修においては、内容のレベルアップを図りながら継続して実施していく。			
12		(3) 職員提案制度の推進	市の施策及び事務事業の改善に関することにより、職員の市政に対する参画意識の高揚及び行政効果の向上を図るため、職員提案制度を実施する。	同左	目標					・執行費の削減 ・市民サービスの向上	総務課
					実績	・提案件数:18件 (うち採用件数 6件)	・提案件数:21件 (うち採用件数 5件)	・提案件数:15件 (うち採用件数 2件)			
					成果	新任係長、人事交流等より復帰した職員を中心に、おもてなし意識向上をねらいとした提案が多く提出された。	市民の利便性を意識した事務処理の改善や庁舎内の環境改善をねらいとした提案が多く提出された。	日々の業務に携わる中で市民サービスの向上、執務環境の改善につながる提案が提出された。また、採用された提案のうち、文房具等の有効活用に関する件が速やかに実施され、経費の削減につながっている。			
					評価	A	A	B			
					今後の方向性	職員の意識改革、市民サービス向上につながるため、継続して実施していく。	職員の意識改革、市民サービス向上につながるため、継続して実施していく。	職員の意識改革、市民サービス向上につながるため、継続して実施していく。			
13		(4) 地方公共団体等との人事交流	自己啓発や人材育成、効果的な施策推進等を行うため、地方公共団体等との相互間の人事交流を行う。	同左	目標					・効果的な業務遂行 ・人材育成による職員の資質向上	総務課
					実績	○人事交流 ・福島県 2名 ・磐梯町 1名 ※上記のほか、福島県の東京事務所、建設事務所、広域連合へ職員を派遣している。	○人事交流 ・福島県 2名 ・磐梯町 1名 ※上記のほか、福島県の東京事務所、建設事務所、広域連合へ職員を派遣している。	○人事交流 ・福島県 2名 ・磐梯町 1名 ※上記のほか、福島県の東京事務所、建設事務所、広域連合及び環境省へ職員を派遣した。また、台風第19号災害時の短期及び中長期派遣として、郡山市及び南相馬市に職員を派遣した。			
					成果	職員の資質向上、相互理解と連携強化を図ることができた。	職員の資質向上、相互理解と連携強化を図ることができた。	職員の資質向上、相互理解と連携強化を図ることができた。			
					評価	実施	実施	実施			
					今後の方向性	県等との人事交流を継続し、さらに国との実施に向け調整を行う。	県等との人事交流を継続し、さらに国との実施に向け調整を行う。	県等との人事交流を継続し、さらに国との実施に向け調整を行う。			

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
14	(3)横断的な組織連携と人材育成等の推進	(5)定員適正化計画に基づく定員管理	職員数については、社会情勢の変動を捉え、事務事業の見直しや類似団体の定員を勘案した定員適正化計画を策定し、職員定数の適正管理を行う。	同左	目標 ①第3次定員適正化計画に基づく定員管理を行う。 2018年(平成30年)4月1日定員数510人 ②第4次定員適正化計画策定作業を行う。	①第4次定員適正化計画の策定 ②第4次定員適正化計画に基づき定員管理を行う。				・事務事業の円滑な実施 ・定員の適正化	総務課	
					実績 ①平成30年4月1日定員数 ・計画人数 510人 ・実績 506人 ②第4次定員適正化計画の策定作業を行った。	①平成31(2019)～平成35(2023)年の5か年計画として第4次定員適正化計画を策定するとともに、計画に沿った定員管理を行った。 ②平成31年4月1日定員数 ・計画人数 513人 ・実績 513人	令和2年4月1日定員数 ・計画人数 514人 ・実績 514人					
					成果 定員の適正化を図るとともに、平成30年度当初の策定完了に向け、第4次定員適正化計画の策定作業を行った。	第4次定員適正化計画に基づき、初年度の平成31年4月1日の定員数は計画通り管理できた。	計画通りの定員管理ができた。					
					評価 ①:A ②:実施	①:実施 ②:A	A					
					今後の方向性 引き続き適正な定員管理に努める。	引き続き適正な定員管理に努める。	引き続き適正な定員管理に努める。					
15		(6)人事評価の実施	能力・実績に基づく人事管理の構築に向け、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を行う。	同左	目標 ①全職員を対象とした人事評価の実施 ②評価者、被評価者を対象とした研修等を継続し、制度に対する理解を深めるとともに、評価の精度向上を図る。	 					職員の能力開発、資質向上と人材育成に反映した組織の活性化	総務課
					実績 ①年間スケジュールに基づき、人事評価を実施した。 ②人事評価制度の研修の実施 ・新任係長職、新規採用職員を対象に制度等の研修会を実施 2回(参加者49名) ・評価者研修を実施 8回(参加者189名)	①年間スケジュールに基づき、人事評価を実施した。 ②人事評価制度の研修の実施 ・新任係長職、新規採用職員を対象に制度等の研修会を実施 2回(参加者33名) ・評価者研修を実施 6回(参加者178名)	①年間スケジュールに基づき、人事評価を実施した。 ②人事評価制度関係の研修の実施 ・新規採用職員を対象に制度等の研修会を実施 1回(27名受講) ・新任係長を対象に評価者研修を実施 1回(7名受講) ・係長を対象に部下育成(人事評価制度の有効活用)研修を実施 1回(58名受講)					
					成果 評価者、被評価者ともに制度の定着が図られてきている。	評価者、被評価者ともに制度の定着が図られてきている。	評価者、被評価者ともに制度の定着が図られてきている。					
					評価 ①:実施 ②:実施	①:実施 ②:実施	①実施 ②実施					
					今後の方向性 研修は継続的に実施し、評価の精度向上と着実な実施を行っていく。	研修は継続的に実施し、評価の精度向上と着実な実施を行っていく。	研修は継続的に実施し、評価の精度向上と着実な実施を行っていく。					

行政改革大綱実施計画

大綱1 市民サービスの向上と多様化するニーズへの対応

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
16	(3)横断的な組織連携と人材育成等の推進	(7)環境マネジメントシステムの推進	図る。市環境マネジメントシステムの運用により、省資源・省エネルギー活動の実践等により、環境負荷の低減と職員の意識の向上を図る。	同左	目標	①改正省エネ法で対象とされるエネルギー(電気、重油、灯油及びガス)の削減について、職員の意識向上を図る。 ②二酸化炭素排出量を2%削減する(2016年度(平成28年度)対比) (参考) ※2016年度(平成28年度)二酸化炭素排出量 1,012,732.38 kg ※新庁舎2年目の2016年度(平成28年度)を基準として、2030年度までに26%削減を目標として設定している。	②二酸化炭素排出量を4%削減する(2016年度(平成28年度)対比)	②二酸化炭素排出量を6%削減する(2016年度(平成28年度)対比)	②二酸化炭素排出量を8%削減する(2016年度(平成28年度)対比)	②二酸化炭素排出量を10%削減する(2016年度(平成28年度)対比)	・省資源、省エネルギーによる環境負荷低減活動に対する意識の向上	環境課
					実績	①市環境マネジメントシステムの運用により、各実行部門において環境推進員と独自目標を設定し、実施結果を事務局(環境課)へ報告するとともに、点検・見直しを行い、環境配慮活動の推進を図った。 事務局において、環境マネジメントマニュアルの改訂に取り組んだ。 ②平成29年度二酸化炭素排出量: 1,003,178.51 kg 平成28年度排出量対比 0.94%削減 (目標達成率 47.2%)	①市環境マネジメントシステムの運用により、各実行部門において環境推進員と独自目標を設定し、実施結果を事務局(環境課)へ報告するとともに、点検・見直しを行い、環境配慮活動の推進を図った。 事務局において、環境マネジメントマニュアルの改訂に取り組んだ。 ②平成30年度二酸化炭素排出量: 959,034.14 kg 平成28年度排出量対比 15.18%削減 (目標達成率 379.4%)	①市環境マネジメントシステムの運用により、各実行部門において環境推進員と独自目標を設定し、実施結果を事務局(環境課)へ報告するとともに、点検・見直しを行い、環境配慮活動の推進を図った。 事務局において、環境マネジメントマニュアルの改訂に取り組んだ。 ②平成31年度二酸化炭素排出量: 959,265.74 kg 平成28年度排出量対比 15.15%削減 (目標達成率 252.6%)				
					成果	各実行部門の環境推進委員が環境記録をとりまとめ環境管理責任者及び課員へ周知して環境負荷低減への意識向上を図ることができた。	各実行部門の環境推進委員が環境記録をとりまとめ環境管理責任者及び課員へ周知して環境負荷低減への意識向上を図ることができた。	各実行部門の環境推進委員が環境記録をとりまとめ環境管理責任者及び課員へ周知して環境負荷低減への意識向上を図ることができた。				
					評価	①:実施 ②:D	①:実施 ②:A	①:実施 ②:A				
					今後の方向性	・全職員を対象とした環境に関する研修会を実施し、職員一人一人の意識向上を図る。 ・実績を環境管理委員会に諮り、取組の点検・見直しを図る。 ・内部監査を引き続き行う。	・全職員を対象とした環境に関する研修会を実施し、職員一人一人の意識向上を図る。 ・実績を環境管理委員会に諮り、取組の点検・見直しを図る。 ・内部監査を引き続き行う。	・全職員を対象とした環境に関する研修会を実施し、職員一人一人の意識向上を図る。 ・実績を環境管理委員会に諮り、取組の点検・見直しを図る。 ・内部監査を引き続き行う。				

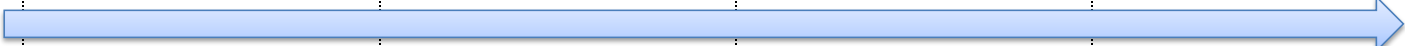
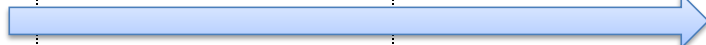
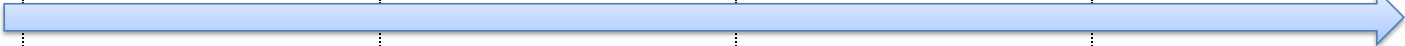
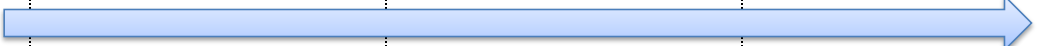
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
17	(1) 効率的・効果的な行政運営	① 行政評価の推進	PDCAサイクルを活用した行政評価システムにより、総合計画の進捗状況や事務事業の評価・検証を行う。また、外部の委員による評価を行い、意見を反映させていく。	同左	目標	①基本計画審議会による施策評価を実施する。			①総合計画審議会による施策評価を実施する。		総合計画の推進及び事務事業の効率的な見直し	企画調整課	
						②事務事業評価について、担当部課及び事務事業評価推進本部会議による内部評価、外部評価委員会による外部評価を実施する。			※ 資料3 参照				
					実績	事務事業評価については、全591事業のうち、除外規定を考慮して、340事業から1次評価対象を66事業選定し、担当課内で評価を実施した。また、事務事業評価推進本部会議において、66事業のうち21事業を選定し、2次評価を実施した。2次評価対象事業の中から、6事業を選定し、外部評価委員会での評価を実施した。	①喜多方市総合計画の基本計画に関する市民満足度・重要度調査を実施し、住民意識の把握に努めるとともに、施策の進捗状況について、審議会の意見集約を実施した。	②事務事業評価については、全590事業のうち、除外規定を考慮して、340事業から1次評価対象を70事業選定し、担当課内で評価を実施した。また、事務事業評価推進本部会議において、70事業のうち23事業を選定し、2次評価を実施した。2次評価対象事業の中から、6事業を選定し、外部評価委員会での評価を実施した。	①喜多方市総合計画の基本計画に関する市民満足度・重要度調査を実施し、住民意識の把握に努めるとともに、施策の進捗状況について、審議会の意見集約を実施した。	②事務事業評価については、全571事業のうち、除外規定を考慮して、347事業から1次評価対象を65事業選定し、担当課内で評価を実施した。また、事務事業評価推進本部会議において、65事業のうち21事業を選定し、2次評価を実施した。2次評価対象事業の中から、6事業を選定し、外部評価委員会での評価を実施した。			
					成果	外部評価委員会等からの評価に基づき、各課の事務事業内容の見直しを行った。	①基本計画審議会等からの評価に基づき、総合計画の推進について、改善が図られた。	②外部評価委員会等からの評価に基づき、各課の事務事業内容の見直しを行った。	①基本計画審議会等からの評価に基づき、総合計画の推進について、改善が図られた。	②外部評価委員会等からの評価に基づき、各課の事務事業内容の見直しを行った。			
					評価	①:実施 ②:実施	①:実施 ②:実施	①:実施 ②:実施					
				今後の方向性	総合計画の着実な推進と行政外部からの客観的意見を施策に反映するため、引き続き事務事業の内部評価及び外部評価を実施する。	総合計画の着実な推進と行政外部からの客観的意見を施策に反映するため、評価方法の見直しを検討するとともに、引き続き内部及び外部の評価を実施する。	総合計画の着実な推進と行政外部からの客観的意見を施策に反映するため、評価方法の見直しを検討するとともに、引き続き内部及び外部の評価を実施する。						
18		② 中期財政計画の策定・公表	る。中期財政計画を策定し、計画的な事業の実施と健全な財政運営を図る。	同左	目標	①実質公債費比率 8.8%	①実質公債費比率 8.8%	①実質公債費比率 8.6% 9.1%	①実質公債費比率 8.6% 9.2%	①実質公債費比率 8.9% 9.7%	健全財政の維持	財政課	
						②将来負担比率 75.4%	②将来負担比率 81.5%	②将来負担比率 94.2% 54.8%	②将来負担比率 95.7% 66.0%	②将来負担比率 95.5% 78.3%			
					実績	【補足】 ※ 実質公債費比率 とは 下水道などの公営企業会計を含めた、全会計及び全債務を対象とした実質的な公債費の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すもの。 この割合が18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要になる。 ※ 将来負担比率 とは 一般会計等が将来負担すべき地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額などを対象とした実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すもの。	①実質公債費比率 8.7%	①実質公債費比率 8.6%	①実質公債費比率 8.6%	※ 資料3 参照			
					成果	財政健全化の推進のため、中期財政計画の適正実施を進めることにより、健全な財政運営を図ることができた。	財政健全化の推進のため、中期財政計画の適正実施を進めることにより、健全な財政運営が図られた。	財政健全化の推進のため、中期財政計画の適正実施を進めることにより、健全な財政運営が図られた。					
					評価	①:A ②:A	①:A ②:A	①:A ②:A					
			今後の方向性	引き続き、健全な財政運営を図っていく。	引き続き、健全な財政運営を図っていく。	引き続き、健全な財政運営を図っていく。							

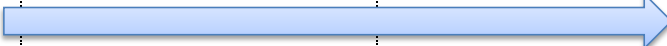
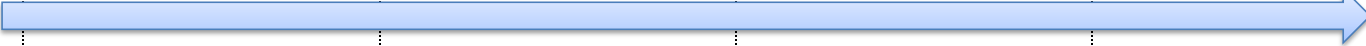
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
19	(1) 効率的・効果的な行財政運営	③ 統一的な基準による地方公会計の整備と活用	現在行っている地方公会計制度による財務諸表の作成から統一的新地方公会計制度への移行に向けた取組を行う。	同左	目標	①統一的新地方公会計制度による財務諸表(決算ベース)の作成					行財政運営の効率的な運用	財政課	
							②統一的新地方公会計制度の活用の検討						
					実績	統一的な基準による地方公会計制度に基づいた財務書類を作成し公表した(平成28年度決算)。	統一的な基準による地方公会計制度に基づいた財務書類を作成し公表した(H29年度決算)。	統一的な基準による地方公会計制度に基づいた財務書類を作成し公表した(H30年度決算)。					
					成果	統一的な基準による地方公会計の整備が図られ、より正確に資産と負債及び行政コストを把握することができ、財政の適正化及び効率化を図ることができた。	統一的な基準による地方公会計の整備が図られた。	統一的な基準による地方公会計の整備が図られた。					
					評価	実施	実施	実施					
					今後の方向性	統一的新地方公会計制度の活用を検討する。	統一的新地方公会計制度の活用を図っていく。	統一的新地方公会計制度の活用を図っていく。					
20		④ 工事発注時期及び施工時期の平準化	債務負担行為を活用し、年度当初の発注量を増し、公共工事の発注・施行時期の平準化を図り、適正な工期の確保に資する。	同左	目標	公共工事の発注・施行時期の平準化を図り、適正な工期の確保に資するため、債務負担行為を活用し、当該年度に発注に係る準備を行う。					・建設業等の企業経営の健全化(人材・機材の実働日数の向上等) ・発注に関わる事務作業の平準化	財政課 契約管理課 関係各課	
					実績	【財政課、関係各課】平成28年度に14件の債務負担行為(ゼロ市債)を設定し、平成29年度の早期発注により、施工時期等の平準化を図った。	【財政課、関係各課】平成29年度に9件の債務負担行為(ゼロ市債)を設定し、平成30年度の早期発注により、施工時期等の平準化を図った。	【財政課、関係各課】平成30年度に12件の債務負担行為(ゼロ市債)を設定し、令和元年度の早期発注により、施工時期等の平準化を図った。					
					成果	【財政課、関係各課】債務負担行為を活用し、公共工事の施行時期等の平準化が図られた。	【財政課、関係各課】債務負担行為を活用し、公共工事の施行時期等の平準化が図られた。	【財政課、関係各課】債務負担行為を活用し、公共工事の施行時期等の平準化が図られた。					
					評価	実施【財政課、関係各課】	実施【財政課、関係各課】	実施【財政課、関係各課】					
					今後の方向性	【財政課、関係各課】引き続き、債務負担行為を活用し、公共事業の発注、施工時期の平準化を図っていく。	【財政課、関係各課】引き続き、債務負担行為を活用し、公共事業の発注、施工時期の平準化を図っていく。	【財政課、関係各課】引き続き、債務負担行為を活用し、公共事業の発注、施工時期の平準化を図っていく。					
					21		⑤ 公用車管理指針の策定と運用	め、公用車の適正配置と効率的な運行を図るため、公用車管理指針を策定し、運用する。	同左	目標			指針の策定
実績	公用車管理指針を策定した(平成29年12月)。	公用車管理指針を基に公用車の効率的な運用を図った。 売却:11台、返還:2台、導入:10台(うちリース:2台)	公用車管理指針を基に公用車の効率的な運用を図った。 売却:7台、返還:2台、導入:7台										
成果	公用車管理指針に基づき、公用車の更新を行い、効率的な運用を図ることができた。	公用車管理指針に基づき、効率的な公用車の入れ替えを行った。	公用車管理指針に基づき、効率的な公用車の入れ替えを行った。										
評価	実施	実施	実施										
今後の方向性	指針を基に、適正な公用車の管理を図っていく。	指針を基に、適正な公用車の管理を図っていく。	指針を基に、適正な公用車の管理を図っていく。										
目標	指針の策定	指針に基づき運用を行う。											

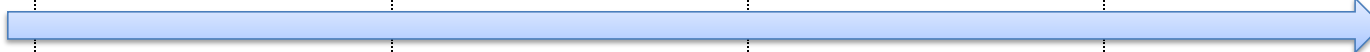
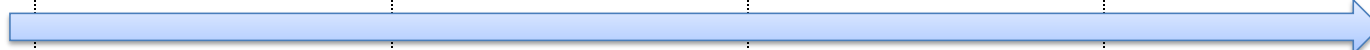
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
22	(1) 効率的・効果的な行財政運営	⑥ 負担金・補助及び交付金の適正化	社会情勢の変化や行政の責任範囲、経費の負担のあり方・行政効果等を踏まえ、負担金補助及び交付金に係る指針の策定を行う。	同左	目標 指針の策定に向けた検討を行う。	指針の策定	指針に基づき適正化を図る。			削減・縮小、新規の設定及び終期の設定による負担金、補助金、交付金の適正化	財政関係各課	
					実績 予算査定時において、各種負担金のあり方等について聴取した。併せて、指針の策定に向け検討した。	補助金等の適正化に関する指針を策定した。	補助金等の適正化に関する指針を基に、補助金の見直し、評価を行った。					
					成果 指針については、現在策定中であり、具体的な成果にはいたっていないが、予算査定時のヒアリングにより、各種負担金のあり方等について適正化を図ることができた。	指針を策定したことにより、今後の補助金等の方向性を示した。	補助金等の適正化に関する指針を基に、補助金の見直し、評価を行ったことにより、補助金等の適正化が図られた。					
					評価 検討中	実施	実施					
					今後の方向性 引き続き、策定に向け検討していく。	指針をもとに、適正な負担金及び交付金の適正化を図る。	指針をもとに、適正な負担金補助及び交付金の適正化を図る。					
23	(2) 歳入の適正確保に向けた取組	① 市有財産活用推進	売却が可能な土地等の調査を進め、処分可能な財産の売却や貸付を図る。 (遊休地・貸付地・法定外財産等)	同左	目標 売却が可能な土地等の調査を進め、処分可能な財産の売却や貸付を図る (遊休地・貸付地・法定外財産等)。 ・目標額: 1,000千円						・維持管理費の削減 ・自主財源の確保	財政課
				実績 平成29年度において、3件の遊休資産の売却を行った。 ・熱塩加納町熱塩地内(宅地) 1件 18.20㎡ 59,800円 ・慶徳町山科地内(宅地) 1件 182.83㎡ 744,082円 ・字押切三丁目地内(宅地) 1件 345.56㎡ 5,252,512円 H30年度において、6件の遊休資産の譲渡を行った。 ・塩川町窪地内(宅地) 1件 75.49㎡ 428,745円 ・松山町村松地内(宅地+雑種地) 1件 11,334.32㎡ 94,393,671円 ・豊川町一井地内(宅地) 1件 19.76㎡ 104,722円 ・字前田地内(宅地) 1件 22.00㎡ 560,542円 ・熱塩加納町相田地内(宅地) 1件 18.08㎡ 65,566円 ・岩月町大都地内(雑種地) 1件 499.00㎡ 2,324,540円 令和元年度において、11件の遊休資産の譲渡を行った。 ・松山町村松地内(宅地) 1件 288.64㎡ 5,929,600円 ・字押切地内(雑種地) 1件 101.92㎡ 2,547,324円 ・岩月町宮津地内(山林) 1件 309.61㎡ 8,979円 ・字稲清水地内(宅地) 1件 24.41㎡ 295,360円 ・松山町鳥見山地内(宅地) 1件 8.66㎡ 51,195円 ・字分田地内(宅地・雑種地) 1件 83.76㎡ 932,925円 ・関柴町下柴地内(宅地) 1件 18.32㎡ 132,358円 ・字押切東地内(宅地) 1件 244.30㎡ 4,568,410円 ・塩川町字藤ノ木地内(宅地) 1件 121.67㎡ 1,558,767円 ・塩川町遠田地内(宅地) 1件 38.00㎡ 201,129円 ・高郷町川井地内(宅地) 1件 87.38㎡ 255,733円								
				成果 目標額1,000千円の約605%の売却となった。売却合計額 6,056,394円となり、自主財源の確保を図ることができた。	売却合計額 97,877千円となり、自主財源の確保を図ることができた。	売却合計額 16,482千円となり、自主財源の確保を図ることができた。						
				評価 A	A	A						
				今後の方向性 引き続き遊休資産の売却を進めていく。	引き続き遊休資産の譲渡を進めていく。	引き続き遊休資産の譲渡を進めていく。						

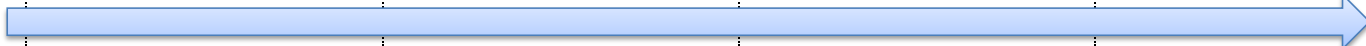
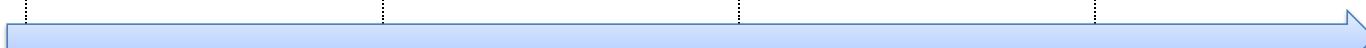
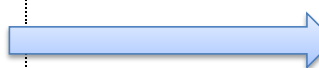
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
24	(2)歳入の適正確保に向けた取組	② 広告事業の推進	・自主財源確保のため、広報紙、ホームページへの有料広告の掲載等を推進する。 ・新たな分野における有料広告の掲載等について検討を行う。	同左	目標	①広報紙及び市ホームページ 有料広告掲載 100件 広告掲載料 100万円 ②水道課ホームページ 広告掲載件数 3件 ③「太極拳ゆったり体操」 DVD付き手引書 300冊	①広報紙及び市ホームページ 有料広告掲載 110件 広告掲載料 110万円	①広報紙及び市ホームページ 有料広告掲載 120件 広告掲載料 120万円	①広報紙及び市ホームページ 有料広告掲載 130件 広告掲載料 130万円	①広報紙及び市ホームページ 有料広告掲載 140件 広告掲載料 140万円	自主財源の確保	企画調整課 水道課 高齢福祉課 関係各課
												
												
					実績	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ 掲載件数 100件 ・広報紙 76件 ・市HP 24件 【水道課】 ②水道課ホームページ 広告掲載件数 3件 【高齢福祉課】 ③「太極拳ゆったり体操」DVD付き 手引書 319冊	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ 掲載件数 125件 ・広報紙 101件 ・市HP 24件 【水道課】 ②水道課ホームページ 広告掲載件数 3件 【高齢福祉課】 ③「太極拳ゆったり体操」DVD付き 手引書 263冊	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ 掲載件数 135件 ・広報紙 90件 ・市HP 45件 【水道課】 ②水道課ホームページ 広告掲載件数 3件 【高齢福祉課】 ③「太極拳ゆったり体操」DVD付き 手引書 213冊				
					成果	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ広告 掲載料 1,120千円(広報紙 880千円、市HP 240千円)の自主財源の確保を 図ることができた。 ・広報紙 10,000円 64件 20,000円 12件 ・市HP 10,000円 24件 (昨年度実績 94件 1,090千円) (昨年度実績比 +6件 +30千円) 【水道課】 ②水道課ホームページ広告掲載料 108千円(3,000円×12ヶ月×3件) の自主財源の確保を図ることが できた。 【高齢福祉課】 ③介護予防のための太極拳ゆっ たり体操DVD付き手引書著作権料 51千円(@160円×319冊)の自主 財源の確保を図ることができた。	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ広告 掲載料 1,250千円(広報紙 1,010千円、市 HP 240千円)の自主財源の確保 を図ることができた。 ・広報紙 10,000円 77件 20,000円 12件 ・市HP 10,000円 24件 (昨年度実績 100件 1,120千円) (昨年度実績比 +25件 +130千円) 【水道課】 ②水道課ホームページ広告掲載料 108千円(3,000円×12ヶ月×3件) の自主財源の確保を図ることが できた。 【高齢福祉課】 ③介護予防のための太極拳ゆっ たり体操DVD付き手引書著作権料 42千円(@160円×263冊)の自主 財源の確保を図ることができた。	【企画調整課】 ①広報紙及び市ホームページ広告 掲載料 1,560千円(広報紙 1,110千円、市 HP 450千円)の自主財源の確保 を図ることができた。 ・広報紙 10,000円 69件 20,000円 21件 ・市HP 10,000円 45件 (昨年度実績 113件 1,250千円) (昨年度実績比 +22件 +310千円) 【水道課】 ②水道課ホームページ広告掲載料 108千円(3,000円×12ヶ月×3件) の自主財源の確保を図ることが できた。 【高齢福祉課】 ③介護予防のための太極拳ゆっ たり体操DVD付き手引書著作権料 34千円(@160円×213冊)の自主 財源の確保を図ることができた。				
評価	①:A【企画調整課】 ②:A【水道課】 ③:A【高齢福祉課】	①:A【企画調整課】 ②:A【水道課】 ③:A【高齢福祉課】	①:A【企画調整課】 ②:A【水道課】 ③:B【高齢福祉課】									
今後の方向性	【企画調整課】 ①有料広告掲載件数次年度目標 110件の達成のため、広告掲載のPR及び申請方法の周知を行う。 【水道課】 ②広告掲載の継続に努める。 【高齢福祉課】 ③継続して取り組む。	【企画調整課】 ①有料広告掲載件数次年度目標 120件の達成のため、広告掲載のPR及び申請方法の周知を行う。 【水道課】 ②広告掲載の継続に努める。 【高齢福祉課】 ③継続して取り組む。	【企画調整課】 ①有料広告掲載件数次年度目標 130件の達成のため、広告掲載のPR及び申請方法の周知を行う。 【水道課】 ②広告掲載の継続に努める。 【高齢福祉課】 ③継続して取り組む。									

行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
25	(2)歳入の適正確保に向けた取組	(3)使用料及び手数料の適正化	各課において、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、使用料及び手数料について方針に基づき見直しをする。	同左	目標	消費税10%の引き上げに向け、方針の策定に関する検討を行う。	方針の策定	方針に基づく使用料及び手数料の見直しを行う。	適用開始予定(10月1日)	適正な負担の確保	財政関係各課		
					実績	消費税10%の引き上げに向けて、全体的な見直しの準備をした。	使用料及び手数料の見直しに関する方針を策定した。	方針に基づき、各使用料の見直しを行った。					
					成果	準備段階であり、具体的な成果には至っていないが、見直しの方向性について検討した。	使用料及び手数料の見直しに関する統一した基準を示した。	統一した基準により適正な使用料の設定が図られた。					
					評価	検討中	実施	実施					
					今後の方向性	引き続き準備を進める。	統一した基準により、適正な使用料、手数料を設定していく。	統一した基準により、適正な使用料、手数料を設定していく。					
26	(3)公共施設マネジメントの推進	(1)公共施設等総合管理計画による公共施設の管理等	公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点に立った維持補修や更新等を行うための個別施設計画を策定し、対応する。	同左	目標	①公共施設等のマネジメントを継続的に推進するため、各施設所管課が連携するとともに、全庁的な推進を図る。						安全かつ安心な施設の提供 ・市民サービスの向上 ・将来の財政負担の軽減・平準化	財政関係各課
					目標	②全体的な必要機能や施設規模の見直し等を行い、総量の最適化を推進する。 ※施設保有面積について、2016年度(平成28年度)を基準に3割の削減を目指す。							
					目標	③個別施設計画の策定に向け、施設の現状と課題の把握を行う。		・個別施設計画の策定	・個別施設計画に基づく対応				
					実績	個別施設計画策定に着手し、平成29年度は施設カルテの整備を行った。	H30年度は簡易劣化度診断や市民アンケート調査を実施した。	個別施設計画(案)を作成した。					
					成果	現在、個別計画を策定中であり、具体的な成果には結びついていないが、施設カルテの整備等、今後の公共施設等マネジメントの基礎資料の充実を図ることができた。	簡易劣化度診断や市民アンケート調査を実施したことにより、施設の現状や市民の意向が把握できた。	個別施設計画(案)を作成したことにより、各施設の現状や課題が把握できたとともに、今後の方向性を示すことができた。					
					評価	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施					
今後の方向性	施設カルテをベースに、引き続き個別施設計画を策定する。	簡易劣化度診断やアンケート調査の結果を含め具体的な施設整備の方針検討に入る。	令和2年度の早い時期に個別施設計画を策定する。										

行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
27	(3)公共施設マネジメントの推進	②市有集会施設譲渡の推進	利用者負担の公平性等の観点から、譲渡可能な市有集会施設の行政区への無償譲渡を推進する。	同左 ※2018年(平成30年)4月1日 ・譲渡可能施設:30施設 ・報告により譲渡可能になる施設:25施設 ・譲渡不可施設:10施設 合計:65施設	目標	①譲渡可能な市有施設について、地区と協議を進め、譲渡を行う。 ②4施設の譲渡を行う。						・施設の有効活用 ・維持管理経費の削減 ・利用者負担の公平性	企画調整課、農業振興課、社会福祉課、商工課 熱塩加納総合支所産業建設課 山都総合支所住民課、産業建設課 高郷総合支所産業建設課
					実績	○無償譲渡施設(4施設) 【熱塩加納総合支所産業課】 ・平成29年4月1日付けで川原鉱山集会施設を譲渡した。 ・平成29年7月1日付けで御林多目的集会センター、赤崎多目的集会センターを譲渡した。 【山都総合支所産業課】 ・平成29年4月1日付けで下廻戸会館を譲渡した。 ○上記以外の施設 【山都総合支所産業課】 ・寺内会館の無償譲渡が協議が整い、喜多方市多目的集会施設等条例を改正した。(平成30年3月) ・沼ノ平会館の無償譲渡の協議が整い、国の承認を受けるべく調整中。 【高郷総合支所産業課】 ・小土山集会施設の無償譲渡の協議が整い、喜多方市多目的集会施設等条例を改正した。(平成30年3月) 【商工課】 ・舞台田集会所について、行政区長と2回の意見交換を実施。	○無償譲渡施設(2施設) 【山都総合支所産業建設課】 ・平成30年4月1日付けで寺内会館を譲渡した。 【高郷総合支所産業建設課】 ・平成30年4月1日付けで小土山集会施設を譲渡した。 ○上記以外の施設 【商工課】 ・舞台田集会所について、行政区長と2回の意見交換を実施。 【熱塩加納総合支所産業建設課】 ・針生行政区より針生多目的集会センターの譲渡承諾書の提出及び認可地縁団体設立のための総会が開催され、譲渡に向けた手続きが進行中。	【商工課】 ・舞台田集会所について、行政区長と2回の意見交換を実施。 【熱塩加納総合支所産業建設課】 ・針生多目的集会センターについて、令和2年4月1日付けの無償譲渡に向け喜多方市多目的集会施設等条例を改正した。(令和元年12月)					
					成果	【企画調整課、関係各課】 新たに4施設を行政区へ譲渡し、無償譲渡の推進が図ることができた。また、行政区長に対し、市の方針について周知を行った。	【企画調整課、関係各課】 新たに2施設を行政区へ譲渡し、無償譲渡の推進が図ることができた。また、行政区長に対し、市の方針について周知を行った。	【企画調整課、関係各課】 令和元年度の譲渡はなかった。行政区長に対し、市の方針について周知を行った。 【熱塩加納総合支所産業建設課】 無償譲渡の推進を図ることができた。					
					評価	①実施【企画調整課、関係各課】 ②A【企画調整課、関係各課】	①実施【企画調整課、関係各課】 ②C【企画調整課、関係各課】	①実施【企画調整課、関係各課】 ②D【企画調整課、関係各課】					
					今後の方向性	【企画調整課、関係各課】 今後も譲渡に向け、引き続き協議を行っていく。	【企画調整課、関係各課】 今後も譲渡に向け、引き続き協議を行っていく。	【企画調整課、関係各課】 今後も譲渡に向け、引き続き協議を行っていくが、方針の見直しを含めた検討を始める。					

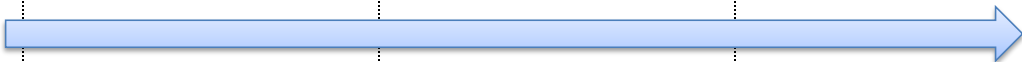
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
					2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度		
28	(3)公共施設マネジメントの推進	③公共施設の長寿命化の推進	安全で快適に利用できる公共施設の提供と、財政の健全化に向けた効率的・効果的な改修、維持管理等を推進する。	市民生活や産業の基盤である道路、橋りょう等のインフラや公営住宅等の公共施設については、老朽化による更新等に係る経費が今後高い水準で推移することが予測されることから、長寿命化対策に取り組みながら、効率的な更新を行う。	目標	①道路や道路構造物等の持続可能な維持管理を行う。	※ 資料3 参照			・安全で快適に利用できる公共施設の提供 ・財政の健全化	建設課
					目標	②一級市道の舗装補修の対策率（2021年度目標値50%） 実施箇所：一ノ堰・大沢線	実施箇所：一ノ堰・大沢線	実施箇所：上三宮・譲屋線ほか ：一ノ堰・大沢線ほか	予定箇所：豊州・塩川線ほか ：一ノ堰・大沢線ほか	予定箇所：大平・黒岩線ほか	
						③橋りょうの修繕による対策数（2021年度目標値5件） 実施箇所：新町橋、大塩川橋	実施箇所：大塩川橋、上利根川橋	実施箇所：堀切橋、橋爪橋	予定箇所：大橋、上窪橋	予定箇所：弾正の橋、西田原橋	
						実績	・舗装補修：2件 ・橋りょう補修：2橋	・舗装補修：3件 ・橋りょう補修：2件	・舗装補修：3件 ・橋りょう補修：2件		
					成果	・舗装補修について一ノ堰・大沢線の360mを補修完了とした。 ・橋りょう補修について大塩川橋及び新町橋の一部補修を行なった。	・舗装補修について、一ノ堰・大沢線60mを補修完了とした。 ・橋りょう補修については、大塩川橋、上利根川橋の補修を行った。	・舗装補修について、一ノ堰・大沢線30mを補修完了とした。 ・橋りょう補修については、堀切橋、橋爪橋の補修を行った。			
					評価	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施			
					今後の方向性	舗装補修については一ノ堰・大沢線を継続して取り組む。 橋梁りょう補修については平成30年度に大塩川橋及び新町橋の補修完了を目指す。また一部を補修することにより判定Ⅱとなる橋梁を優先的に補修し進捗率向上を図る。	舗装補修については、一ノ堰・大沢線を継続して取り組む。橋梁補修については、平成31年度に堀切橋、橋爪橋の補修を行う。	舗装補修については、一ノ堰・大沢線を継続して取り組む。橋梁補修については、令和2年度に大橋、上窪橋の補修を行う。			
				【補足】 ※ 公園長寿命化計画 とは 都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図り、設置施設の健全度調査や判定結果等を基に公園施設の長寿命化を図ることを目的とした計画。	目標	喜多方市公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行う。 実施箇所：御清水公園ほか	実施箇所：桜ガ丘公園ほか	実施箇所：常盤台公園ほか	予定箇所：さつきが丘公園ほか	予定箇所：押切川公園ほか	都市整備課
					実績	公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行った。 ・御清水公園 ・経壇公園 ・天満公園 ・桜ガ丘公園（一部）	公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行った。 ・桜ガ丘公園 ・花園公園 ・御殿場公園 ・東岡公園	公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行った。 ・桜壇公園 ・北町公園 ・常盤台公園 ・中央公園 ・東岡公園			
					成果	老朽化した公園施設の整備を行うことにより、安全対策の強化を図ることができた。	老朽化した公園施設の整備を行うことにより、安全対策の強化を図ることができた。	老朽化した公園施設の整備を行うことにより、安全対策の強化を図ることができた。			
					評価	実施	実施	実施			
					今後の方向性	喜多方市公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行っていく。	喜多方市公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行っていく。	喜多方市公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を行っていく。			

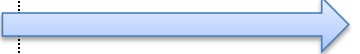
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
28	(3)公共施設マネジメントの推進	③公共施設の長寿命化の推進	安全で快適に利用できる公共施設の提供と、財政の健全化に向けた効率的・効果的な改修、維持管理等を推進する。	市民生活や産業の基盤である道路、橋りょう等のインフラや公営住宅等の公共施設については、老朽化による更新等に係る経費が今後高い水準で推移することが予測されることから、長寿命化対策に取り組みながら、効率的な更新を行う。	目標	喜多方市公営住宅等長寿命化計画の策定	喜多方市公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の改修を行う。				・安全で快適に利用できる公共施設の提供 ・財政の健全化	都市整備課	
				【補足】 ※ 公営住宅等長寿命化計画 とは	実績	喜多方市公営住宅等長寿命化計画を策定した。(平成30年3月)	実施箇所:下台団地5号棟の屋上防水及び外壁改修	実施箇所:下台団地1号棟の屋上防水及び外壁改修ほか	予定箇所:下台団地3号棟の屋上防水及び外壁改修ほか	予定箇所:改良住宅の下水道接続工事ほか			
				老朽化の進む市営住宅に対して、適切な維持管理や改善などの予防保全等の対策を講じることにより従来の建替えと比べ、財政負担の軽減と、計画的な保全体制の確立による計画的な財政支出を図るもの。	成果	市営住宅の老朽化や劣化による事故を未然に防ぐとともに、長寿命化が図られライフサイクルコストの縮減が期待される。	市営住宅の改修により、安全・安心で快適な生活環境と、住宅の長寿命化が図られた。	市営住宅の改修により、安全・安心で快適な生活環境と、住宅の長寿命化が図られた。					
				※ ライフサイクルコスト とは	評価	実施	実施	実施					
				建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでに要する総費用をいう。	今後の方向性	策定した計画に基づき、公営住宅の改修を行う。	計画に基づき、公営住宅の改修を進める。	計画に基づき、公営住宅の改修を進める。					
					目標	水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の策定を行い、中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保を図る。	経営戦略、アセットマネジメントに基づき、喜多方市水道事業ビジョンを策定する。	喜多方市水道事業ビジョンに基づき、適切な維持管理を行う。				水道課	
				【補足】 ※ 水道事業ビジョン とは	実績	水道事業におけるアセットマネジメントを策定した。	喜多方市水道事業ビジョンを策定した。	水道施設機能診断(令和元年度分)の実施及び管路の配管台帳電子化業務を実施した。					
				厚生労働省が平成25年3月に策定・公表したもので、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後も全ての国民が継続的に享受し続けられるよう、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像示すとともに、取組みの目指すべき方向性とその実現方策などを各水道事業者が策定するもの。	成果	アセットマネジメントの策定により、喜多方市水道事業ビジョン策定への基本ベースができた。資産管理の長期的な方向性を確認することができた。	本市水道事業の将来を見据え、水道の将来像を明示するとともに、その将来像を具体化するために今後取り組むべき方策を明示した喜多方市水道事業ビジョンを策定することができた。	喜多方市水道事業ビジョンを基本とした施設の更新計画策定に向けた調査及び台帳電子化をすることができた。					
					評価	実施	実施	実施					
					今後の方向性	水道ビジョン(仮称)の策定を行い、中長期的計画を図る。	喜多方市水道事業ビジョンの策定により、中長期的計画を図る。	喜多方市水道事業ビジョンを基本として、中長期的な施設及び管路の更新計画を策定し実施を図る。					

行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
28	(3)公共施設マネジメントの推進	③公共施設の長寿命化の推進	安全で快適に利用できる公共施設の提供と、財政の健全化に向けた効率的・効果的な改修、維持管理等を推進する。	市民生活や産業の基盤である道路、橋りょう等のインフラや公営住宅等の公共施設については、老朽化による更新等に係る経費が今後高い水準で推移することが予測されることから、長寿命化対策に取り組みながら、効率的な更新を行う。	目標	公共下水道処理施設のストックマネジメント(施設管理)実施計画の策定 ・2処理場(熱塩、塩川浄化センター)	 ・1処理場(山都浄化センター)	ストックマネジメント実施計画に基づく改築 ・1処理場(喜多方浄化センター)	 ・1処理場(喜多方浄化センター)	・2処理場(喜多方、塩川浄化センター)	・安全で快適に利用できる公共施設の提供 ・財政の健全化	下水道課
					実績	浄化センターの点検・調査の実施 ・熱塩浄化センター ・塩川浄化センター	・山都浄化センターの点検・調査を実施 ・点検・調査に基づく改築実施設計委託を実施(喜多方浄化センター:機械設備、電気設備)	・点検・調査に基づく改築実施設計委託を実施(塩川浄化センター:機械設備、電気設備)				
					成果	上記2処理場について、予防保全型(状態監視・時間計画)の個別施設の改築計画を策定することができた。	・予防保全型(状態監視・時間計画)の個別施設の改築計画を策定した。 ・改築のため実施設計を作成した。	・予防保全型(状態監視・時間計画)の個別施設の改築計画を策定した。 ・改築のため実施設計を作成した。				
					評価	実施	実施	実施				
					今後の方向性	改築を実施する。	改築を実施する。	改築を実施する。				
					目標	農業集落排水処理施設の機能診断調査 5処理区(天井沢、宮川、大田木、大田賀、塩坪)	農業集落排水処理施設の最適整備構想の策定 10処理区(天井沢、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布施原、上郷、新郷、大田賀、塩坪)	機能強化(改築)概要書の作成 2処理区(上郷、新郷) 10処理区(天井沢、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布施原、上郷、新郷、大田賀、塩坪)	機能強化(改築)計画審査地区申請 2処理区(上郷・新郷) 10処理区(天井沢、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布施原、上郷、新郷、大田賀、塩坪)	機能強化(改築)概要書に基づく改築 2処理区(上郷・新郷) 2処理区(堰沢、上郷)		下水道課
					【補足】 ※ 農業集落排水事業 とは 農業用排水路の水質保全、農業用排水路の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会を形成することを目的としたもの。	実績	農業集落排水処理施設の機能診断調査の実施 5処理区(天井沢、宮川、大田木、大田賀、塩坪)	農業集落排水処理施設の最適整備構想を策定した。 10処理区(天井沢、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布施原、上郷、新郷、大田賀、塩坪)	機能強化(改築)概要書を作成した。 2処理区(上郷・新郷)	※ 資料3 参照		
					成果	施設の健全度を判定し、現状を的確に把握することができた。	各処理施設の施設機能を保全するために必要な改築・更新等の対策方法を定めた。	機能強化対策の事業採択申請に必要な説明資料を作成した。				
					評価	実施	実施	実施				
					今後の方向性	機能診断調査の結果に基づき、最適整備構想の策定を実施する。	補助事業を活用しながら適時適切な維持管理を実施する。	補助事業を活用しながら適時適切な維持管理を実施する。				

行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
29	(4) 地方公営企業の健全経営等	① 地方公営企業の経営健全化	・喜多方市水道事業経営戦略に基づき健全な経営を図る。 ・現在実施している民間委託の内容拡充について検討を行う。 ・工事説明会において未加入者への啓発活動等を行い、水道普及率の向上に努める。	同左	目標	①喜多方市水道事業経営戦略に基づく健全経営 ②民間委託の推進 ③水道普及率 87.7%	③水道普及率 87.7%	③水道普及率 89.2%	③水道普及率 89.6%	③水道普及率 90.0%	・市民サービスの向上 ・計画的な水道施設、設備の更新による安全・安心な水道水の供給 ・加入率向上による財政及び経営の健全化	水道課
					実績	①中長期財政計画により、事業を執行し、経営の健全化を図った。 ②さらなる民間委託の検討も行い、これまでの窓口業務等の民間委託を継続することとした。 ③水道普及率 88.2% ※水道普及率＝給水人口／行政区内人口	①中長期財政計画により、事業を執行し、経営の健全化を図った。 ②水道料金収納率及び滞納整理状況等の検証を行い、民間委託後は改善が図られていることから、これまでの窓口業務等の民間委託を継続することとした。 ③水道普及率 88.8% ※水道普及率＝給水人口／行政区内人口	①中長期財政計画により、事業を執行し、経営の健全化を図った。 ②水道料金収納率及び滞納整理状況等の検証を行い、民間委託後は改善が図られており、今年度末で契約期間が満了することから、令和2年度から4年度までの水道料金等収納業務委託の受託者をプロポーザル方式により決定した。 ③水道普及率 88.9%(R2.3.31現在) ※水道普及率＝給水人口／行政区内人口				
			【補足】 ※ 物的経費 とは 備品及び消耗品費、燃料費、修繕費、保険料、被服費等の経費。		成果	①資金不足率 0% (資金不足額はなく、経営の健全化が図られている) ②委託による経費節減効果を図ることができた。 ③水道普及率の向上が図られ、水道利用料の増加が図られた。	①資金不足率 0% (資金不足額はなく、経営の健全化が図られている) ②委託による経費節減を図ることができた。(削減額:約6,800千円(人件費、検針業務委託費、物的経費)) ③水道普及率の向上が図られ、水道利用料の増加が図られた。	①資金不足率 0% (資金不足額はなく、経営の健全化が図られている) ②委託による経費節減を図ることができた。(削減額:約6,800千円(人件費、検針業務委託費、物的経費)) ③水道普及率の向上が図られ、水道利用料の増加が図られた。				
					評価	①:実施 ②:検討中 ③:A	①:実施 ②:実施 ③:A	①:実施 ②:実施 ③:A				
					今後の方向性	引き続き経営の健全化に努める。水道普及率については、行政区内人口の減少などにより、計画期間の目標を上回る実績となった。今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、達成率の維持・向上を図る。	引き続き経営の健全化に努める。水道普及率については、行政区内人口の減少などにより、計画期間の目標を上回る実績となった。今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、達成率の維持・向上を図る。	引き続き経営の健全化に努める。水道普及率については、行政区内人口の減少などにより、計画期間の目標を上回る実績となった。今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、達成率の維持・向上を図る。				

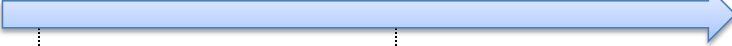
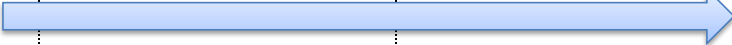
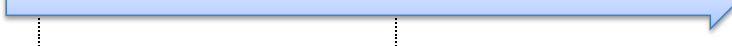
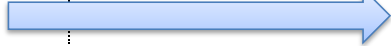
行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
29	(4) 地方公営企業の健全経営等	① 地方公営企業の経営健全化	工事説明会及び広報紙等による市民への周知PR、未加入者への啓発、戸別訪問活動の実施により、下水道加入促進を図る。	同左	目標	水洗化率 ・87.1%	水洗化率 ・87.3%	水洗化率 ・90.4%	水洗化率 ・91.0%	水洗化率 ・91.7%	加入率向上による財政及び経営の健全化	下水道課
					実績	水洗化率 ・88.7% ※水洗化率＝下水道に接続(水洗化)した人口／下水道整備区域の人口	水洗化率 ・89.7% ※水洗化率＝下水道に接続(水洗化)した人口／下水道整備区域の人口	水洗化率 ・90.3% ※水洗化率＝下水道に接続(水洗化)した人口／下水道整備区域の人口				
					成果	下水道制度の周知PR、未加入者への個別訪問活動等により、加入促進を図ることができた。	下水道制度の周知PR、未加入者への個別訪問活動等により、加入促進を図ることができた。	下水道制度の周知PR、未加入者への個別訪問活動等により、加入促進を図ることができた。				
					評価	A	A	A				
					今後の方向性	実績として、下水道整備区域の人口減少などにより計画期間の目標を上回る実績となった。 今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、目標値を上回る達成率の維持・向上を図る。	実績として、下水道整備区域の人口減少などにより計画期間の目標を上回る実績となった。 今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、目標値を上回る達成率の維持・向上を図る。	実績として、下水道整備区域の人口減少などにより計画期間の目標に近い実績となった。 今後も人口減少が見込まれるなか、引き続き未加入者の加入促進に努めることにより、目標値を上回る達成率の維持・向上を図る。				

行政改革大綱実施計画

大綱2 健全な財政運営

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度		
30	(4) 地方公営企業の健全経営等	② 地方公営企業法適用の推進	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、下水道事業の地方公営企業法適用の推進を図る。	同左	目標	①2020年4月1日の地方公営企業法適用に向けた取組の実施 ②資産調査及び評価業務 ③法適用移行準備事務(人事・給与・会計・金融機関・関係機関との調整・事務手続き、条例等の制定等) ④公営企業会計システム構築	   	・地方公営企業法適用の開始 ・地方公営企業法適用の推進を図る 		・経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上 ・計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上 ・弾力的な経営による市民ニーズへの迅速な対応	下水道課
					実績	喜多方市下水道事業等地方公営企業法適用業務委託(H28.7～H32.3長期継続契約)により平成29年度は下記業務を実施した。 ・資産調査業務:平成29年度分までの資産調査が完了、公営企業会計システムへのデータ移行作業を開始 ・法適用移行準備事務(業務フロー作成、関係部局との調整、会計科目等の検討、例規整備等)の着手	喜多方市下水道事業等地方公営企業法適用業務委託(H28.7～R2.3長期継続契約)により令和元年度は下記業務を実施した。 ・資産調査業務:平成29年度分までの資産調査が完了、公営企業会計システムへのデータ移行作業が完了 ・法適用移行事務:関係部局との調整、金融機関との協議、例規整備等の完了 ・公営企業会計システム構築業務の実施				
					成果	資産調査業務について、管きよは喜多方地区以外完了し、処理施設は山都地区以外完了することができた。	公営企業会計システム構築業務により下水道課PCからLACサーバー上の公営企業会計システムへアクセスできるようになった。	公営企業会計システム構築業務により各種資産や科目等のセットアップを実施し仮運用を開始できた。法適用に係る例規整備や各種事務手続きが完了し、速やかな移行準備ができた。			
					評価	①実施 ②実施 ③実施 ④実施	①実施 ②実施 ③実施 ④実施	①実施 ②実施 ③実施 ④実施			
					今後の方向性	平成32年4月1日の地方公営企業法適用(財務規定等の適用)の開始に向けた下記取組を実施する。 平成32年4月1日の地方公営企業法適用(財務規定等の適用)の開始に向けた下記取組を平成30年度以降継続して実施する。 ・資産調査(喜多方地区の管渠、山都地区の処理施設)及び評価業務(全資産) ・法適用移行準備事務(人事・給与・会計・金融機関・関係機関との調整・事務手続き、条例等の制定等) ・公営企業会計システム構築	令和2年4月1日の地方公営企業法適用(財務規定等の適用)後の円滑な事業の推進に向け下記取組を実施する。 ・安全安心な下水道事業を提供するための経営健全化の取組み。 ・固定資産システム、会計科目等に係る公営企業会計システムの運用管理 ・公営企業会計による予算管理 ・関連例規の運用管理 ・金融機関との各種契約締結、データ伝送による出納及び口座振替の運用テスト ・職員研修 ・会計管理者及び財政課との資金残高管理に伴う繰入金等の調整				

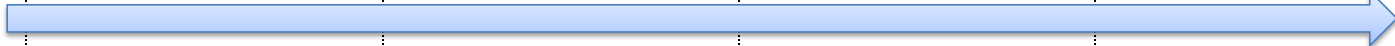
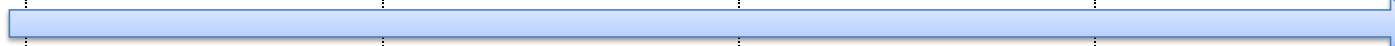
行政改革大綱実施計画

大綱3 情報発信の充実・民間委託等の推進

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
31	(1) 情報発信の充実	① 効果的な情報の発信	市広報紙やインターネット等を活用し、各種行政情報の充実を図る。	・ホームページ、ラジオ、SNS、マスコミなど、多様化する市民ニーズに合わせ、より多くの市民に情報を発信する。 ・商工業に関する各種情報の提供により市内企業等の支援を行う。	目標	①広報紙 ・広報きたかた 毎月1日発行 12回 ・広報きたかた「お知らせ版」 毎月15日発行 12回	②ホームページ スピード感のある情報発信と掲載情報の充実を図る。	②ホームページ デザインのリニューアルを図る。	②ホームページ スピード感のある情報発信と掲載情報の充実を図る。	②ホームページ デザインのリニューアルを図る。	②ホームページ スピード感のある情報発信と掲載情報の充実を図る。	行政情報提供の充実による市民サービスの向上 ・施策の効果的な推進 ・情報の一元化・共有化による企業支援の強化・充実	企画調整課 商工課 関係各課
					③商工業メールマガジンの発信を随時行う。								
					実績	【企画調整課】 ①計画どおり広報紙の発行を行った。 ・広報きたかた12回発行 ・広報きたかた「お知らせ版」12回発行 ②ホームページについて、広報紙に掲載した情報をスピード感を持って漏れなく掲載する取組を行い、充実を図った。 【商工課】 ③市内企業等へメールマガジンの配信:33回	【企画調整課】 ①計画どおり広報紙の発行を行った。 ・広報きたかた12回発行 ・広報きたかた「お知らせ版」12回発行 ②ホームページについて、デザインのリニューアルを行い、テーマカラーを優しい色遣いに変更するなど、全体的に見やすいレイアウトにした。 【商工課】 ③市内企業等へメールマガジンの配信:35回	【企画調整課】 ①計画どおり広報紙の発行を行った。 ・広報きたかた12回発行 ・広報きたかた「お知らせ版」12回発行 ②ホームページについて、広報紙に掲載した情報をはじめ、緊急情報やトピックスなど、スピード感を持って掲載するとともに、掲載内容の充実に努めた。 【商工課】 ③市内企業等へメールマガジンの配信:39回					
					成果	【企画調整課】 ①、②広報きたかたの情報を紙面だけではなく市ホームページ、SNS、ラジオなど様々な情報媒体を活用し効果的な情報発信を行った。 【商工課】 ③国や県、市等の補助制度や講演会等の情報提供を行うことで、企業支援の強化を図ることができた。	【企画調整課】 ①、②広報きたかたの情報を紙面だけではなく市ホームページ、SNS、ラジオなど様々な情報媒体を活用し効果的な情報発信を行った。 【商工課】 ③国や県、市等の補助制度や講演会等の情報提供を行うことで、企業支援の強化を図ることができた。	【企画調整課】 ①、②広報きたかたの情報を中心に、紙面だけではなく市ホームページ、SNS、ラジオなど様々な情報媒体を活用し効果的な情報発信を行った。 【商工課】 ③国や県、市等の補助制度や講演会等の情報提供を行うことで、企業支援の強化を図ることができた。					
					評価	①:実施【企画調整課】 ②:実施【企画調整課】 ③:実施【商工課】	①:実施【企画調整課】 ②:実施【企画調整課】 ③:実施【商工課】	①:実施【企画調整課】 ②:実施【企画調整課】 ③:実施【商工課】					
				今後の方向性	【企画調整課】 多様化する市民ニーズに合せた情報発信を引き続き行う。 【商工課】 受信者を増やしながら、今後も有益な情報の提供を行っていく。	【企画調整課】 多様化する市民ニーズに合せた情報発信を引き続き行う。 【商工課】 受信者を増やしながら、今後も有益な情報の提供を行っていく。	【企画調整課】 多様化する市民ニーズに合せた情報発信を引き続き行う。 【商工課】 受信者を増やしながら、今後も有益な情報の提供を行っていく。						

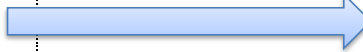
行政改革大綱実施計画

大綱3 情報発信の充実・民間委託等の推進

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課	
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度
32	(1) 情報発信の充実	(2) オープンデータの検討、推進	本市が保有する様々な情報のオープンデータ化(機械判読に適したデータ形式にしたものを、ホームページ等で公開)を推進する。	同左	目標 PDFやExcel、Wordといった各種形式によるデータの提供に加え、利用者が自由にデータを利活用できるオープンデータ化の推進						・行政の透明性・信頼性の向上 ・市民参加・官民協働の推進 ・経済の活性化 ・行政の効率化	情報政策課 関係各課
					実績 市ホームページへオープンデータを公開及びデータの更新を行った。(人口、統計きたかた平成28年版、市内避難所一覧、喜多方市の気象概況)	市ホームページへオープンデータを公開及びデータの更新を行った。(人口、統計きたかた平成30年版、市内避難所一覧、喜多方市の気象概況)	市ホームページへオープンデータを公開及びデータの更新を行った。(人口、市内避難所一覧、喜多方市の気象概況)					
					成果 市が保有する情報(データ)を公開することにより行政の透明性や信頼性が向上した。	市が保有する情報(データ)を公開することにより行政の透明性や信頼性が向上した。	市が保有する情報(データ)を公開することにより行政の透明性や信頼性が向上した。					
					評価 実施	実施	実施					
					今後の方向性 継続して取組の推進を図る。	継続して取組の推進を図る。	継続して取組の推進を図る。					
33	(2) 民間委託等の推進	(1) 窓口業務等の民間委託の調査検討、推進	施策を効率的・効果的に推進するため、民間委託の調査検討、推進を図る。	各課等において、事務事業、施設の管理等について定期的に点検を行い、新たな分野や既に実施している委託等の内容の拡充などを進めるため、可能なものから計画的に取組を推進する。	目標 窓口業務等の民間委託の調査検討、推進の取組を行う。						・事務事業の効率化 ・市民サービスの向上	企画調整課 関係各課
					実績 【企画調整課】 民間委託の実施状況を把握するとともに、県内市町村や類似団体との比較及び先進事例等の調査検討を行った。 【建築住宅課】 国土交通大学校において、PPP/PFIの導入手法についての研修を受講した。	【企画調整課】 平成31年度からのふるさと納税業務委託を行うため、業者との契約の締結を行った。	【企画調整課】 民間委託の実施状況を把握するとともに、県内市町村や類似団体との比較及び先進事例等の調査検討を行った。					
					成果 【企画調整課】 県内市町村や類似団体との比較検討ができた。また、直営で対応している分野において、民間委託が進まない理由を整理することができた。 【建築住宅課】 庁内において、PPP/PFIの導入手法の職員研修を行い情報共有を図ることができた。	【企画調整課】 専門的な知識を有する事業者にふるさと納税に関連する業務を一括して委託することで、安定的な業務運営と事務の効率化が図られた。	【企画調整課】 県内市町村や類似団体との比較検討ができた。					
					評価 実施	実施	実施					
					今後の方向性 引き続き、民間委託の実施状況を把握するとともに、民間委託の調査検討を行う。	・平成31年4月1日よりふるさと納税業務委託を実施する。 ・引き続き、民間委託の導入に向けて検討を行う。	・引き続き、民間委託の導入に向けて検討を行う。					

行政改革大綱実施計画

大綱3 情報発信の充実・民間委託等の推進

No.	基本項目	実施項目	概要	具体的な取組内容	目標及び取組実績等					取組効果	担当課		
						2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度			2021(令和3)年度	
34	(2) 民間委託等の推進	② 指定管理者制度の活用	公の施設の管理運営について、指定管理者制度を運用する。	同左 【補足】 ※ 指定管理者制度 とは 多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの。 民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになり、「公の施設」の管理運営に民間の能力を積極的に導入していくことが可能となった。	目標	①指定管理者制度の適正な運用			①新たな指定管理者の指定		・市民サービスの向上 ・維持管理経費の削減	企画調整課 関係各課	
					実績	施設総数 315施設(学校関係、道路、河川、都市下水路、水道は含まない)のうち ・指定管理導入施設 126施設 ・直営施設 189施設 指定管理導入施設の指定期間:平成27年4月1日～平成32年3月31日	・施設総数 324施設(学校関係、道路、河川、都市下水路、水道は含まない)のうち ・指定管理導入施設 124施設 ・直営施設 200施設 指定管理導入施設の指定期間:平成27年4月1日～平成32年3月31日 ・平成30年12月から5回にわたって、指定管理者選定委員会を開催し、ガイドラインの改正と再選定に向けた作業を行った。	・施設総数 324施設(学校関係、道路、河川、都市下水路、水道は含まない)のうち ・指定管理導入施設 124施設 ・直営施設 200施設 指定管理導入施設の指定期間:平成27年4月1日～令和2年3月31日 ・平成31年4月から6回にわたって、指定管理者選定委員会を開催して候補団体を選定し、議会の議決を経て次期指定管理者を指定した。					
					成果	126施設で指定管理が導入され、民間活力により、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることができた。	124施設で指定管理が導入され、民間活力により、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることができた。	124施設で指定管理が導入され、民間活力により、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることができた。					
					評価	実施	実施	実施					
					今後の方向性	関係各課で情報共有しながら指定管理者制度の適正運用に努めるとともに、今後の制度の活用についての検討を行う。	平成31年度に次期(2020年4月1日～)指定管理者選定作業を行う。	令和2年度から、新たなガイドラインのもと、新たな指定管理期間がスタートする。					